

## 租税特別措置等に係る政策評価

### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等(政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等)、有効性等(適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況)、相当性等(租税特別措置等によるべき妥当性等)の観点等から総合的に評価する。

### 2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月28日策定)及び平成30年度国土交通省事後評価実施計画(平成30年3月30日最終変更)に基づき、平成31年度税制改正要望にあたって、24件の事前評価を実施するとともに、23件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

## 租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充	※ 1
2	中小企業等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長	※ 23
(国土政策局)		
3	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	47
4	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	56
5	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	62
6	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	68
7	振興山村における工業用機械等の割増償却	※ 73
8	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	※ 91
(土地・建設産業局)		
9	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置	88
10	地域福利増進事業に係る特例措置の創設	110
11	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	※ 118
12	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	※ 122
(都市局)		
13	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	125
14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等	131
15	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長等	136
(水管理・国土保全局)		

16	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長		142
	(道路局)		
17	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長		147
	(鉄道局)		
18	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		151
19	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		155
	(自動車局)		
20	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長	※	159
21	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の拡充及び延長	※	164
	(海事局)		
22	船舶に係る特別償却制度の延長等		143
	(航空局)		
23	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長		168
	(観光庁)		
24	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	※	188

## 事後評価

	(国土政策局)		
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除		193
	(土地・建設産業局)		
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例		196
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例		200
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除		204

5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除  (都市局)	208
6	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	216
7	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	236
8	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 特別控除	256
9	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除  (道路局)	267
10	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除  (住宅局)	293
11	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の 転出者等の譲渡所得に係る特例措置	296
12	老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の 施行者である組合の事業施行に係る特例措置	300
13	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	303
14	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	309
15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除  (鉄道局)	315
16	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例  (航空局)	318
17	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認 識についての特例措置	321
18	中部国際空港整備準備金	325
19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	329
20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	332
21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 特別控除	335
22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特 別控除	339

(北海道局)

23 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特  
別控除

342

(注) 他省庁主管の評価書については、末尾に※を記した。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税) (法人住民税:義)(地方税)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】    【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ 総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))</li> <li>○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善</li> </ul> <p>また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</li> <li>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</li> </ul>	

		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9
5	担当部局	大臣官房技術調査課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～33年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> <li>・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更</li> <li>・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。</li> <li>・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</li> </ul>
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ 総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現</li> <li>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</li> <li>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</li> <li>○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善(以上、恒久措置)</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))</li> </ul>
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成28年度:18.4兆円)の約7割(同:13.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii) 我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 地の社会実装</p> <p>(2) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○ 目標</p> <p>&lt;研究開発投資の促進&gt;</p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2) 投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長</p> <p>技術革新</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p>

		<p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii) 我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 知の社会実装</p> <p>(2) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○ 目標</p> <p>＜研究開発投資の促進＞</p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2) 投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>

			<p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>												
10	有効性等	① 適用数	<p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 3,707 法人(853 法人)</p> <p>平成 27 年度 3,581 法人(803 法人)</p> <p>平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人)</p> <p>平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人)</p> <p>平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>&lt;高水準型(延長)&gt;</p> <p>平成 26 年度 130 法人(80 法人)</p> <p>平成 27 年度 142 法人(89 法人)</p> <p>平成 28 年度 150 法人(102 法人)</p> <p>平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 161 法人(39 法人)</p> <p>平成 27 年度 250 法人(70 法人)</p> <p>平成 28 年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>※平成 26～28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。  ※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。</p> <p>なお、平成 30 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">適用企業数</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: right;">3,714/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">6,004/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・高水準型</td> <td style="text-align: right;">63/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">468/事業年度</td> </tr> </table>		適用企業数	平成 31 年度		・総額型	3,714/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度	・高水準型	63/事業年度	・オープンイノベーション型	468/事業年度
	適用企業数														
平成 31 年度															
・総額型	3,714/事業年度														
・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度														
・高水準型	63/事業年度														
・オープンイノベーション型	468/事業年度														

平成 32 年度  
 ・総額型 3,714／事業年度  
 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004／事業年度  
 ・高水準型 63／事業年度  
 ・オープンイノベーション型 468／事業年度

平成 33 年度  
 ・総額型 3,714／事業年度  
 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004／事業年度  
 ・高水準型 63／事業年度  
 ・オープンイノベーション型 468／事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 28 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,568	781
製造業	2,520	479
化学工業	515	85
機械製造業	321	68
電気機械	262	48
食料品	249	57
輸送用機械	225	21
金属製品	162	28
その他製造業	786	172
サービス業	352	120
卸売業	335	102
建設業	181	45
その他	180	35

(出典：H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	5,320	5,302
製造業	3,338	3,338
化学工業	442	440
機械製造業	410	408
電気機械	428	428
食料品	349	347
輸送用機械	139	139

金属製品	391	391
その他製造業	1,179	1,185
サービス業	656	655
卸売業	820	817
建設業	206	205
その他	300	287

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	150	102
製造業	93	51
化学工業	35	12
機械製造業	5	4
電気機械	17	10
食料品	6	6
輸送用機械	3	1
金属製品	2	2
その他製造業	25	16
サービス業	38	34
卸売業	12	10
建設業	2	2
その他	5	5

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	397	189
製造業	252	108
化学工業	60	20
機械製造業	25	13
電気機械	29	9
食料品	17	9
輸送用機械	24	4
金属製品	17	15
その他製造業	80	38
サービス業	66	39
卸売業	35	23
建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成28年度総額型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	26,010	25,671
製造業	20,853	20,703
化学工業	5,387	5,366
機械製造業	2,038	1,948
電気機械	2,759	2,759
食料品	1,781	1,772
輸送用機械	896	895
金属製品	1,372	1,372
その他製造業	6,620	6,591
サービス業	1,373	1,369
卸売業	2,703	2,690
建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	4,475	78
製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 29 年度調査結果(平成 28 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は 13.1%となっている。

		<p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の          大半が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本          調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人          (適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年          の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活          用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>																																
	② 適用額	<p>○減収額実績</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;          平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)          平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)          平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;          平成 26 年度 274 億円(273 億円)          平成 27 年度 267 億円(266 億円)          平成 28 年度 260 億円(257 億円)</p> <p>&lt;高水準型(延長)&gt;          平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)          平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)          平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;          平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)          平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)          平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">6,382 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">439 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">6,880 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">473 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">7,417 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">510 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点にお          いて増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成          33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基          盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及</p>		適用金額	平成 31 年度		総額型	6,382 億円	中小企業技術基盤強化税制	439 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 32 年度		総額型	6,880 億円	中小企業技術基盤強化税制	473 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 33 年度		総額型	7,417 億円	中小企業技術基盤強化税制	510 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円
	適用金額																																	
平成 31 年度																																		
総額型	6,382 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	439 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	
平成 32 年度																																		
総額型	6,880 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	473 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	
平成 33 年度																																		
総額型	7,417 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	510 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	

		<p>び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p> <p>(参考:地方税)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成 26 年度 47 億円  平成 27 年度 37 億円  平成 28 年度 34 億円</p> <p>&lt;高水準型(延長)&gt;  平成 26 年度 0.14 億円  平成 27 年度 0.09 億円  平成 28 年度 0.06 億円</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 26 年度 —  平成 27 年度 0.07 億円  平成 28 年度 0.21 億円</p> <p>(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">57 億円</td> </tr> <tr> <td>  高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>  オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">61 億円</td> </tr> <tr> <td>  高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>  オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">66 億円</td> </tr> <tr> <td>  高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>  オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
	③: 減収額	<p>○減収額実績</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;  平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)  平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)  平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成 26 年度 274 億円(273 億円)  平成 27 年度 267 億円(266 億円)  平成 28 年度 260 億円(257 億円)</p>																										

<高水準型(延長)>

平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)  
 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)  
 平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)  
 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)  
 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

	適用金額
平成 31 年度	
総額型	6,382 億円
中小企業技術基盤強化税制	439 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円
平成 32 年度	
総額型	6,880 億円
中小企業技術基盤強化税制	473 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円
平成 33 年度	
総額型	7,417 億円
中小企業技術基盤強化税制	510 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

(参考:地方税)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 26 年度 47 億円  
 平成 27 年度 37 億円  
 平成 28 年度 34 億円

<高水準型(延長)>

平成 26 年度 0.14 億円  
 平成 27 年度 0.09 億円  
 平成 28 年度 0.06 億円

		<p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 26 年度 —  平成 27 年度 0.07 億円  平成 28 年度 0.21 億円  (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">適用金額</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">57 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">61 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">66 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">1.1 億円</td> </tr> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	
	適用金額																												
平成 31 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
平成 32 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
平成 33 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。  よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.50%</td> <td>3.43%</td> <td>3.52%</td> <td>3.50%</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.44%</td> <td>2.41%</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016																					
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%																					
民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%																					

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果 2 兆 4,298 億円、②雇用創出効果：約 30 万人、③税収効果：約 4,610 億円の効果が見込まれる。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 30 年度経済産業省アンケート調査でも、約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 28 年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は 13,807 億円(592,586 百万円 × 2.33 倍 = 1,380,725 百万円)と推定される。</p> <p>また、平成 28 年度の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</p> <p>研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現</p> <p>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))</p> <p>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p>

			<p>○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</p> <p>この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</p> <p>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</p> <p>ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみで技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。</p> <p>そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p>

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td> <b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法</b>  <small>※総額型の控除率は、 一部時限措置</small> </td> <td>           2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ            (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充            (12%→20%または30%) ほか            2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に            応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを            導入ほか         </td> <td>           法人実効税率            29.97%(2016fy)            29.74%(2017fy)         </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <b>恒久措置 内国歳入法</b> </td> <td>           2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ            り措置)         </td> <td>           法人実効税率            38.91%※  <small>※地方税率は各地方で異            なるため平均値より算出</small> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <b>恒久措置 法人税法</b> </td> <td>           2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%)            2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ            (50%→75% ; 08fy→100% ; 11fy→125%12fy            →130% ; 2015)            2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化)            2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)         </td> <td>           法人実効税率            19.00%         </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <b>恒久措置 フランス税法</b> </td> <td>           2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要し            た一定の支出に対して20%の税額控除の創設  <small>※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研            究開発税制の改善について検討する旨表明。</small> </td> <td>           法人実効税率            33.33%         </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <b>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</b> </td> <td>           2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に            対する税額控除を創設            2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用            (以前は、大企業と同率)         </td> <td>           法人実効税率            24.20%         </td> </tr> </table>			<b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法</b> <small>※総額型の控除率は、 一部時限措置</small>	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に 応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを 導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)			<b>恒久措置 内国歳入法</b>	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ り措置)	法人実効税率 38.91%※ <small>※地方税率は各地方で異            なるため平均値より算出</small>			<b>恒久措置 法人税法</b>	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50%→75% ; 08fy→100% ; 11fy→125%12fy →130% ; 2015) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化) 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)	法人実効税率 19.00%			<b>恒久措置 フランス税法</b>	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要し た一定の支出に対して20%の税額控除の創設 <small>※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研            究開発税制の改善について検討する旨表明。</small>	法人実効税率 33.33%			<b>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</b>	2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%
		<b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法</b> <small>※総額型の控除率は、 一部時限措置</small>	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に 応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを 導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)																								
		<b>恒久措置 内国歳入法</b>	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ り措置)	法人実効税率 38.91%※ <small>※地方税率は各地方で異            なるため平均値より算出</small>																								
		<b>恒久措置 法人税法</b>	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50%→75% ; 08fy→100% ; 11fy→125%12fy →130% ; 2015) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化) 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)	法人実効税率 19.00%																								
		<b>恒久措置 フランス税法</b>	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要し た一定の支出に対して20%の税額控除の創設 <small>※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研            究開発税制の改善について検討する旨表明。</small>	法人実効税率 33.33%																								
		<b>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</b>	2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%																								
	② 他 の支 援措 置や 義務 付 け等 の役 割分 担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>																										
	③ 地方 公共 団 体 が協 力す る相 当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>																										
12	有識者の見解	—																										
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 12)																										

## 平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

## ○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

- ・総額型：
  - 適用件数：3,568（うち中小企業：781）
  - 適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）
- ・中小企業技術基盤強化税制：
  - 適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）
  - 適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,671 百万円）
- ・高水準型：
  - 適用件数：150（うち中小企業：102）
  - 適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）
- ・オープンイノベーション型：
  - 適用件数：397（うち中小企業：189）
  - 適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

## [総額型]

## ○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。  
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。  
(359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円)
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。  
(平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件)

## [中小企業技術基盤強化税制]

## ○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

## 【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

## 【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

## ・平成 29 年度適用件数

大企業：5,986 × (14+18 / 5,408+5,302) = 18 件

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績 + H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

## ・平成 29 年度適用金額

大企業：38,355 × (114+338 / 26,613+25,672) = 332 百万円

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績 + H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

## [高水準型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

## ・平成 28 年度集計結果

適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）

適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

## ・平成 29 年度集計結果 適用件数：5

適用総額：2,757 百万円

## ・平成 29 年度推計件数：5 ÷ 8.0% = 63

推計総額：2,757 百万円 ÷ 50.6% = 5,450 百万円

## [オープンイノベーション型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

## ・平成 28 年度集計結果

適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）

適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

## ・平成 29 年度集計結果 適用件数：66

適用総額：4,589 百万円

## ・平成 29 年度推計件数：66 ÷ 14.1% = 468

推計総額：4,589 百万円 ÷ 53.7% = 8,545 百万円

## 【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

## 【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。  
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率 (58.4%) を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。  
(359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成 31 年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成 29 年度の試験研究費の額等を踏まえ 638,249 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937 百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202 百万円については、高水準型からの移行分 (後述) であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735 百万円である。  
(注 1)

(注)

1. 上記の試算における試験研究費割合が 10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190 百万円とした。

## 【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の総額型適用見込事業者数 (3,714 社) を推計した。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数 (6,004 社) を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の高水準の活用実績は、4,475 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の高水準型の実績は、2,264 百万円であり、カバー率は、約 50.6%。  
(カバー率：2,264/4,475=50.6%)
3. 当該カバー率（50.6%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の高水準活用実績の 2,757 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。  
(2,757 百万円÷50.6%=5,450 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、活用見込み額を 2,247 百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乗せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乗せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから+3,202 百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（63 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252 百万円であり、カバー率は、約 53.7%。  
(カバー率 :  $2,252/4,193=53.7\%$ )
3. 当該カバー率 (53.7%) を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度のオープンイノベーション型活用実績の 4,589 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。  
( $4,589 \text{ 百万円} \div 53.7\% = 8,545 \text{ 百万円}$ )
4. 平成 31 年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから 20,364 百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲ 20,364 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数 (468 社) とした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	(法人住民税:義)(地方税) 【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ 総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))</li> <li>○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善</li> </ul> <p>また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</li> <li>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</li> </ul>

		《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	大臣官房技術調査課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率 6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の 3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充 税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の 10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。</p> <p>平成27年度 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。オープンイノベーション型について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。 繰越控除制度の廃止。</p> <p>平成29年度 増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加し</p>

			た場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現</li> <li>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</li> <li>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</li> <li>○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 (以上、恒久措置)</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))</li> <li>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))</li> </ul>
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約 7 割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</li> <li>○ 未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii)我が国が強い分野への重点投資 ～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目標</li> </ul>

		<p>すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。</li> </ul> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</li> </ul> <p>○ 統合イノベーション戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]</p> <p>第4章 知の社会実装</p> <p>(2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p>&lt;研究開発投資の促進&gt;</p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2)投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長 技術革新</p> <p>○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii)我が国が強い分野への重点投資</p>

		<p>～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]  3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援  3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築  ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。  3-2. ベンチャー支援強化  ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]  第4章 知の社会実装  (2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進  ○目標  &lt;研究開発投資の促進&gt;  ～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]  第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組  5. 重要課題への取組  (2)投資とイノベーションの促進  ① 科学技術・イノベーションの推進  ～略～民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p>

			<p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 3,707 法人(853 法人)</p> <p>平成 27 年度 3,581 法人(803 法人)</p> <p>平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人)</p> <p>平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人)</p> <p>平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>&lt;高水準型(延長)&gt;</p> <p>平成 26 年度 130 法人(80 法人)</p> <p>平成 27 年度 142 法人(89 法人)</p> <p>平成 28 年度 150 法人(102 法人)</p> <p>平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;</p> <p>平成 26 年度 161 法人(39 法人)</p> <p>平成 27 年度 250 法人(70 法人)</p> <p>平成 28 年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>※国税において適用されている法人数を延べ数で計上。</p> <p>※平成 26～28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。</p> <p>※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。</p> <p>なお、平成 30 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: right;">3,714/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">6,004/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・高水準型</td> <td style="text-align: right;">63/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">468/事業年度</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: right;">3,714/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">6,004/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・高水準型</td> <td style="text-align: right;">63/事業年度</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	平成 31 年度		・総額型	3,714/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度	・高水準型	63/事業年度	・オープンイノベーション型	468/事業年度	平成 32 年度		・総額型	3,714/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度	・高水準型	63/事業年度
	適用企業数																						
平成 31 年度																							
・総額型	3,714/事業年度																						
・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度																						
・高水準型	63/事業年度																						
・オープンイノベーション型	468/事業年度																						
平成 32 年度																							
・総額型	3,714/事業年度																						
・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度																						
・高水準型	63/事業年度																						

- ・オープンイノベーション型 468／事業年度
- 平成 33 年度
- ・総額型 3,714／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 6,004／事業年度
- ・高水準型 63／事業年度
- ・オープンイノベーション型 468／事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 28 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,568	781
製造業	2,520	479
化学工業	515	85
機械製造業	321	68
電気機械	262	48
食料品	249	57
輸送用機械	225	21
金属製品	162	28
その他製造業	786	172
サービス業	352	120
卸売業	335	102
建設業	181	45
その他	180	35

(出典：H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	5,320	5,302
製造業	3,338	3,338
化学工業	442	440
機械製造業	410	408
電気機械	428	428
食料品	349	347
輸送用機械	139	139
金属製品	391	391
その他製造業	1,179	1,185

サービス業	656	655
卸売業	820	817
建設業	206	205
その他	300	287

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	150	102
製造業	93	51
化学工業	35	12
機械製造業	5	4
電気機械	17	10
食料品	6	6
輸送用機械	3	1
金属製品	2	2
その他製造業	25	16
サービス業	38	34
卸売業	12	10
建設業	2	2
その他	5	5

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	397	189
製造業	252	108
化学工業	60	20
機械製造業	25	13
電気機械	29	9
食料品	17	9
輸送用機械	24	4
金属製品	17	15
その他製造業	80	38
サービス業	66	39
卸売業	35	23
建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成28年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	26,010	25,671
製造業	20,853	20,703
化学工業	5,387	5,366
機械製造業	2,038	1,948
電気機械	2,759	2,759
食料品	1,781	1,772
輸送用機械	896	895
金属製品	1,372	1,372
その他製造業	6,620	6,591
サービス業	1,373	1,369
卸売業	2,703	2,690
建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度高水準型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,475	78

製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成29年度調査結果(平成28年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3兆円)のうち、製造業の割合は86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は13.1%となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

	② 適用額	○適用額実績	
		<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>	
		平成 26 年度 47 億円	
		平成 27 年度 37 億円	
		平成 28 年度 34 億円	
		<高水準型(延長)>	
		平成 26 年度 0.14 億円	
		平成 27 年度 0.09 億円	
		平成 28 年度 0.06 億円	
		<オープンイノベーション型(拡充)>	
		平成 26 年度 —	
		平成 27 年度 0.07 億円	
		平成 28 年度 0.21 億円	
		(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)	
		○将来推計	
			適用金額
		平成 31 年度	
		中小企業技術基盤強化税制	57 億円
		高水準型	0.05 億円
		オープンイノベーション型	1.1 億円
		平成 32 年度	
		中小企業技術基盤強化税制	61 億円
		高水準型	0.05 億円
		オープンイノベーション型	1.1 億円
		平成 33 年度	
		中小企業技術基盤強化税制	66 億円
		高水準型	0.05 億円
		オープンイノベーション型	1.1 億円
		※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。	
		(参考:国税)	
		○適用額実績	
		<総額型(拡充)>	
		平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)	
		平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)	
		平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)	
		<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>	
		平成 26 年度 274 億円(273 億円)	
		平成 27 年度 267 億円(266 億円)	

		<p>平成 28 年度 260 億円(257 億円)  &lt;高水準型(延長)&gt;  平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)  平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)  平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)  &lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)  平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)  平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)  (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">6,382 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">439 億円(435 億円)</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円(0.4 億円)</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円(8.2 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">6,880 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">473 億円(469 億円)</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円(0.4 億円)</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円(8.2 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">7,417 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">510 億円(506 億円)</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: right;">22 億円(0.4 億円)</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">289 億円(8.2 億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額の 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p>		適用金額	平成 31 年度		総額型	6,382 億円	中小企業技術基盤強化税制	439 億円(435 億円)	高水準型	22 億円(0.4 億円)	オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)	平成 32 年度		総額型	6,880 億円	中小企業技術基盤強化税制	473 億円(469 億円)	高水準型	22 億円(0.4 億円)	オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)	平成 33 年度		総額型	7,417 億円	中小企業技術基盤強化税制	510 億円(506 億円)	高水準型	22 億円(0.4 億円)	オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)
	適用金額																																	
平成 31 年度																																		
総額型	6,382 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	439 億円(435 億円)																																	
高水準型	22 億円(0.4 億円)																																	
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)																																	
平成 32 年度																																		
総額型	6,880 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	473 億円(469 億円)																																	
高水準型	22 億円(0.4 億円)																																	
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)																																	
平成 33 年度																																		
総額型	7,417 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	510 億円(506 億円)																																	
高水準型	22 億円(0.4 億円)																																	
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)																																	
	③: 減収額	<p>○適用額実績</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成 26 年度 47 億円  平成 27 年度 37 億円  平成 28 年度 34 億円  &lt;高水準型(延長)&gt;</p>																																

	平成 26 年度 0.14 億円
	平成 27 年度 0.09 億円
	平成 28 年度 0.06 億円
	<オープンイノベーション型(拡充)>
	平成 26 年度 —
	平成 27 年度 0.07 億円
	平成 28 年度 0.21 億円
	(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)
	○将来推計
	適用金額
	平成 31 年度
	中小企業技術基盤強化税制 57 億円
	高水準型 0.05 億円
	オープンイノベーション型 1.1 億円
	平成 32 年度
	中小企業技術基盤強化税制 61 億円
	高水準型 0.05 億円
	オープンイノベーション型 1.1 億円
	平成 33 年度
	中小企業技術基盤強化税制 66 億円
	高水準型 0.05 億円
	オープンイノベーション型 1.1 億円
	※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。
	(参考:国税)
	○適用額実績
	<総額型(拡充)>
	平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)
	平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)
	平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)
	<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>
	平成 26 年度 274 億円(273 億円)
	平成 27 年度 267 億円(266 億円)
	平成 28 年度 260 億円(257 億円)
	<高水準型(延長)>
	平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)
	平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)
	平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)
	<オープンイノベーション型(拡充)>
	平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)
	平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)
	平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

適用金額

平成 31 年度	
総額型	6,382 億円
中小企業技術基盤強化税制	439 億円(435 億円)
高水準型	22 億円(0.4 億円)
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)
平成 32 年度	
総額型	6,880 億円
中小企業技術基盤強化税制	473 億円(469 億円)
高水準型	22 億円(0.4 億円)
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)
平成 33 年度	
総額型	7,417 億円
中小企業技術基盤強化税制	510 億円(506 億円)
高水準型	22 億円(0.4 億円)
オープンイノベーション型	289 億円(8.2 億円)

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額の 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。

よって、未だ「官わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。

対 GDP 研究開発投資比率の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%

		<table border="1" data-bbox="596 192 1457 315"> <tr> <td>民間企業 研究開発 投資額</td> <td>2.44%</td> <td>2.41%</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> </tr> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果のうち、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果は以下のとおり。 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度減収見込額 6,694 億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成 31 年度の減税 (6,694 億円) が、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果: 2 兆 2,802 億円、②雇用創出効果: 約 27.9 万人、③税収効果: 約 4,326 億円</li> </ul> <p>(中小企業技術基盤強化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度減収見込額 439 億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成 31 年度の減税 (439 億円) が、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果: 1,496 億円、②雇用創出効果: 約 1.8 万人、③税収効果: 約 284 億円</li> </ul>	民間企業 研究開発 投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%
民間企業 研究開発 投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%			
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 30 年度経済産業省アンケート調査でも、約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 28 年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は 13,807 億円(592,586 百万円 × 2.33 倍 = 1,380,725 百万円)と推定される。</p> <p>また、平成 28 年度(実績)の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率</p>									

の増加に貢献したといえる。

○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる

○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現

○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))

○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))

研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。

○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の控除上限上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで))

この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)

○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ

ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。

そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="598 1344 1468 1859"> <tr> <td data-bbox="598 1344 662 1467">  </td> <td data-bbox="662 1344 734 1467">  </td> <td data-bbox="734 1344 877 1467"> <b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限</b> 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置         </td> <td data-bbox="877 1344 1316 1467">           2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか            2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか         </td> <td data-bbox="1316 1344 1468 1467">           法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1467 662 1545">  </td> <td data-bbox="662 1467 734 1545">  </td> <td data-bbox="734 1467 877 1545"> <b>恒久措置</b> 内国歳入法         </td> <td data-bbox="877 1467 1316 1545">           2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）         </td> <td data-bbox="1316 1467 1468 1545">           法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1545 662 1668">  </td> <td data-bbox="662 1545 734 1668">  </td> <td data-bbox="734 1545 877 1668"> <b>恒久措置</b> 法人税法         </td> <td data-bbox="877 1545 1316 1668">           2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%）            2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%12fy→130%：2015）            2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化）            2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）         </td> <td data-bbox="1316 1545 1468 1668">           法人実効税率 19.00%         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1668 662 1758">  </td> <td data-bbox="662 1668 734 1758">  </td> <td data-bbox="734 1668 877 1758"> <b>恒久措置</b> フランス税法         </td> <td data-bbox="877 1668 1316 1758">           2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設            ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。         </td> <td data-bbox="1316 1668 1468 1758">           法人実効税率 33.33%         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1758 662 1859">  </td> <td data-bbox="662 1758 734 1859">  </td> <td data-bbox="734 1758 877 1859"> <b>恒久措置</b> ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法         </td> <td data-bbox="877 1758 1316 1859">           2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設            2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）         </td> <td data-bbox="1316 1758 1468 1859">           法人実効税率 24.20%         </td> </tr> </table>			<b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限</b> 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)			<b>恒久措置</b> 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出			<b>恒久措置</b> 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%12fy→130%：2015） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化） 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）	法人実効税率 19.00%			<b>恒久措置</b> フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%			<b>恒久措置</b> ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
		<b>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限</b> 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)																								
		<b>恒久措置</b> 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出																								
		<b>恒久措置</b> 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%12fy→130%：2015） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化） 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）	法人実効税率 19.00%																								
		<b>恒久措置</b> フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%																								
		<b>恒久措置</b> ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%																								

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 6)	

## 平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

## ○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

- ・ 総額型：
  - 適用件数：3,568（うち中小企業：781）
  - 適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
  - 適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）
  - 適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,671 百万円）
- ・ 高水準型：
  - 適用件数：150（うち中小企業：102）
  - 適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）
- ・ オープンイノベーション型：
  - 適用件数：397（うち中小企業：189）
  - 適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

## 〔総額型〕

## ○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。  
（カバー率：288,554/493,922=58.4%）
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。  
（359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。  
（平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件）

## 〔中小企業技術基盤強化税制〕

## ○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

## 【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

## 【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

## ・平成 29 年度適用件数

大企業：5,986 × (14+18 / 5,408+5,302) = 18 件

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績 + H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

## ・平成 29 年度適用金額

大企業：38,355 × (114+338 / 26,613+25,672) = 332 百万円

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績 + H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

## [高水準型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

## ・平成 28 年度集計結果

適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）

適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

## ・平成 29 年度集計結果 適用件数：5

適用総額：2,757 百万円

## ・平成 29 年度推計件数：5 ÷ 8.0% = 63

推計総額：2,757 百万円 ÷ 50.6% = 5,450 百万円

## [オープンイノベーション型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

## ・平成 28 年度集計結果

適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）

適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

## ・平成 29 年度集計結果 適用件数：66

適用総額：4,589 百万円

## ・平成 29 年度推計件数：66 ÷ 14.1% = 468

推計総額：4,589 百万円 ÷ 53.7% = 8,545 百万円

## 【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。  
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率 (58.4%) を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。  
(359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成 31 年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成 29 年度の試験研究費の額等を踏まえ 638,249 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937 百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202 百万円については、高水準型からの移行分 (後述) であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735 百万円である。(注 1)

(注)

1. 上記の試算における試験研究費割合が 10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の総額型適用見込事業者数 (3,714 社) を推計した。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数（6,004 社）を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の高水準の活用実績は、4,475 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の高水準型の実績は、2,264 百万円であり、カバー率は、約 50.6%。  
(カバー率：2,264/4,475=50.6%)
3. 当該カバー率（50.6%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の高水準活用実績の 2,757 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。  
(2,757 百万円÷50.6%=5,450 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、活用見込み額を 2,247 百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乗せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乗せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから+3,202 百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（63 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252 百万円であり、カバー率は、約 53.7%。  
(カバー率：2,252/4,193=53.7%)
3. 当該カバー率（53.7%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度のオープンイノベーション型活用実績の 4,589 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。  
(4,589 百万円÷53.7%=8,545 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから 20,364 百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲20,364 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（468 社）とした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 14)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
		《要望の内容》 半島振興対策実施地域における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、平成32年度末まで2年間延長する。
		《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長

			(旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期間の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間		2年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。  (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進するに包含 業績指標: 95: 半島地域における社会増減率に係る 5 ヶ年平均との比

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超) (毎年度)</p> <p>※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの  ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。  また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。  これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>【法人税】  27 年度: 44 件  28 年度: 65 件  29 年度: 143 件  30 年度: 156 件  31 年度: 153 件  32 年度: 148 件</p> <p>※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。  ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。  ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。  ※適用件数は 100 件以上で増加傾向にあり、想定外に僅少ではない。  ※算定根拠については別紙参照</p>

	②: 適用額	<p><b>【法人税】</b>  27 年度:163 百万円  28 年度:559 百万円  29 年度:823 百万円  30 年度:912 百万円  31 年度:936 百万円  32 年度:997 百万円</p> <p><b>【備考:法人税】</b>  ※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。  ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。  ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。  ※事業者の業種については、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。  ※算定根拠については別紙参照</p>
	③: 減収額	<p>27 年度: 39 百万円  28 年度:131 百万円  29 年度:193 百万円  30 年度:212 百万円  31 年度:217 百万円  32 年度:231 百万円</p> <p>※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出した数値。  ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。  ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。  ※算定根拠については別紙参照</p> <p><b>【法人住民税・法人事業税】</b>  総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において「影響額」が整理されているため参考として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人住民税(県民税+市町村民税)  平成 27 年度: 5,556 千円  平成 28 年度:17,108 千円</li> <li>・法人事業税  平成 27 年度: 8,340 千円  平成 28 年度:24,192 千円</li> <li>・地方法人特別税  平成 27 年度: 5,290 千円  平成 28 年度:24,661 千円</li> </ul>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>27年度:1.18 28年度:1.04 29年度:1.02</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、半島地域における製造業の立地件数については近年安定的に推移している。また、本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 193 百万円(29 年度)に対し、特例措置対象業者においては 25,856 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による増収増が見込まれ、これらの効果は 30 年度以降も見込まれることから、租税減を是認する効果はあると考えている。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限的確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業</p> <p>87 百万円(平成 30 年度当初、国費)</p> <p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自律的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 6 月(平成 29 年度税制改正要望時) (H28 国交 01)

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みの算定根拠

## ○適用実績（割増償却）

	年度	H27	H28	H29
	産業振興促進計画作成市町村数	124	128	140
	税率（％）	23.9	23.4	23.4
新規	適用件数（件）	—	—	38
	適用額（百万円）	—	—	301
	減収額（百万円）	—	—	70
計	適用件数（件）	44	65	143
	適用額（百万円）	163	559	823
	減収額（百万円）	39	131	193

※H27、H28年度の「適用件数」及び「適用額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。

※H27、H28年度新規における「適用件数」及び「適用額」は、上記報告書に記載されていないため「—」としている。

※H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

## ○適用見込み

	年度	H30	H31	H32
	産業振興促進計画作成見込市町村数	159	171	184
	税率（％）	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数（件）	26	34	39
	適用額（百万円）	150	199	239
	減収額（百万円）	35	46	56
計	適用件数（件）	156	153	148
	適用額（百万円）	912	939	1,015
	減収額（百万円）	212	218	236

※H30～H32年度の「適用件数」及び「適用額」は、平成29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

## ○適用件数・適用額・減収額算出根拠

## 【新規】

・H30年度見込み

＜適用件数＞

$$(7/124 + 21/128 + 38/140) / 3 \times 159 \div 26$$

((H27年度新規適用件数(推計) / H27年度産業振興促進計画作成市町村数) + (H28年度新規適用件数(推計) / H28年度作成市町村数) + (H29年度新規適用件数 / H29年度作成市町村数)) / 3年 × H30年度作成見込市町村数

#### <適用額>

1 件あたり適用額：823（百万円） $\div$ 143 = 5.76（百万円）  
H30 年度適用見込額：5.76（百万円） $\times$  26 = 149.76（百万円）

1 件あたり適用額：H29 年度適用額（累計） $\div$ 適用件数（累計）  
H30 年度適用見込額：1 件あたり適用額  $\times$  H30 年度適用見込件数

#### <減収額>

適用額  $\times$  税率

#### ・ H31、H32 年度見込み

##### <適用件数・適用額・減収額>

H 30 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

#### 【累計】

#### ・ H30 年度見込み

##### <適用件数・適用額>

前年度実績（累計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H25 年度に制度を適用した工業用機械等については、6 年目を迎えるため、H25 年度実績を除いて算出。

##### <減収額>

適用額  $\times$  税率

#### ・ H31、H32 年度見込み

H30 年度と同様の考え方であるが、H26 年度、H27 年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ 6 年目を迎えるためそれぞれ H26、H27 実績を除いて算出。

※H25～H27 年度実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、以下のとおり。

H25 年度（H30 年度に 6 年目）	13 件
H26 年度（H31 年度に 6 年目）	37 件
H27 年度（H32 年度に 6 年目）	44 件

（参考：H32 年度の適用件数）

H31 年度実績（153 件） $+$  H32 年度新規適用件数（39 件） $-$  H27 年度に制度を適用した件数（44 件）

#### 【産業振興促進計画策定見込み市町村数】

#### ・ H30 年度見込み

関係道府県から聞き取った策定見込み市町村数

#### ・ H31 年度見込み

前年度の産業振興促進計画策定見込み（159 市町村） $\times$  H26～H29 年度の産業振興促進計画策定市町村数の増加率平均（7.8%）

#### ・ H32 年度見込み

H31 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

#### ・ 各年度の増加率

H26 増加率 =  $16 \div 104 \times 100 = 15.3\%$

H27 増加率 =  $4 \div 120 \times 100 = 3.3\%$

H28 増加率 =  $4 / 124 \times 100 = 3.2\%$

H29 増加率 =  $12 / 128 \times 100 = 13.6\%$

※H25 年度策定市町村数は 104 市町村、H26 年度策定市町村数は 120 市町村

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間：5年間</p> <p>償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興法(昭和28年法律第72号) 第19条</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条、第45条、第68条の27</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第6条の3、第28条の9、第39条の56</li> </ul>
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年間延長</p>

			<p>拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年間延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の 2 年間延長</p> <p>拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組</p> <p>拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の 2 年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の 2 年間延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第 2 章 6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>政策目標: 39 離島等の振興を図るに包含</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 平成 27 年度: 390 千人(速報値)→平成 32 年度目標値 345 千人以上</p> <p>○目標値設定の根拠 離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成 25 年度末～27 年度末)をもとに離島の平成 32 年度末離島人口を推計した。さら</p>

			<p>に、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成 32 年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成 27 年度末～32 年度末)を掛け、平成 32 年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。</p> <p>なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																												
10	有効性等	①: 適用数	<p>○適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。 2 所得税の平成 27～29 年度及び法人税の平成 29 年度は、適用実績について関係都道府県から聞き取った結果。 3 平成 30～32 年度は、新規適用件数は 29 年度の 6 件と同数、継続は適用期間を最長 5 年間までと見込み算出。 平成 30 年度:新規 6 件+継続 10 件 平成 31 年度:新規 6 件+継続 14 件 平成 32 年度:新規 6 件+継続 20 件</p> <p>現行制度の初年度である平成 25 年度は適用がなかったが、26 年度以降は増加の傾向を示している。</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	3	4	10	16	20	26	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	3	4	10	16	20	26
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																									
法人税	3	4	10	16	20	26																									
所得税	0	0	0	0	0	0																									
合計	3	4	10	16	20	26																									
		②: 適用額	<p>○適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>42</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>32</td> <td>54</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>32</td> <td>54</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。 2 法人税の平成 29～32 年度は、以下の計算式から算出。 【H30～32 新規分】 1 件あたり平均適用額実績(4 百万円)×適用(見込)件数(6件) 【H29 新規及び H29～32 継続分】 取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	42	7	9	32	54	78	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	42	7	9	32	54	78
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																									
法人税	42	7	9	32	54	78																									
所得税	0	0	0	0	0	0																									
合計	42	7	9	32	54	78																									

③ 減収額

○減収額

(単位:百万円)

区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32
法人税	10	2	2	8	12	18
所得税	0	0	0	0	0	0
法人住民税	2	0.2	0.3	1	2	3
法人事業税	3	0.4	0.6	2	4	5

(注) 以下の計算式から算出。

(法人税)

減収額＝適用額×法人税率

平成 27 年度: 42,289 千円×23.9%

平成 28 年度: 6,964 千円×23.4%

平成 29 年度: 8,696 千円×23.4%

平成 30 年度: 32,422 千円×23.2%

平成 31 年度: 53,824 千円×23.2%

平成 32 年度: 77,824 千円×23.2%

(法人住民税)

平成 27 年度及び平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会提出、第 196 回国会提出)」から引用。

平成 29 年度～平成 32 年度は、以下のように推計した。

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

(法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率)

(法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率)

(県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』から引用。)

平成 27 年度: 369 千円＋1,074 千円

平成 28 年度: 53 千円＋160 千円

平成 29 年度: 81 千円＋246 千円

平成 30 年度: 300 千円＋909 千円

平成 31 年度: 499 千円＋1,509 千円

平成 32 年度: 721 千円＋2,183 千円

(法人事業税)

平成 27 年度及び平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会提出、第 196 回国会提出)」から引用。

平成 29 年度～平成 32 年度は、以下のように推計した。

減収額＝適用額×法人事業税率

(法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』にから引用。)

平成 27 年度: 2,461 千円

平成 28 年度: 430 千円

平成 29 年度: 8,696 千円×6.7%

平成 30 年度: 32,422 千円×6.7%

平成 31 年度: 53,824 千円×6.7%

平成 32 年度: 77,824 千円×6.7%

		<p>なお、法人税について前回要望時における平成 28、29 年度の減収見込額はそれぞれ 11 百万円、22 百万円となっており、今回の調書における実績額である 2 百万円とかい離したのは、前回要望時の適用額の計算式においては、前年度までの累計額を単純に当該年度分に加えていたところ、今回の適用見込額では計算式を上記「②適用額」欄のとおり改めたことによるものである。</p>																																			
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成 29 年度(平成 30 年 4 月 1 日時点)の離島人口は約 374 千人となっており、緩やかな人口減少に留まっている。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>390</td> <td>381</td> <td>372</td> <td>363</td> <td>354</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>390</td> <td>382</td> <td>374</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成 27～29 年度の実績値は、住民基本台帳の登録人数(速報値)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う 新規雇用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成 27～29 年度は、新規雇用数について関係都道府県より聞き取った結果。 2 平成 30～32 年度は、平成 29 年度の新規雇用数と同数と見込み算出。</p> <p>租税特別措置の適用に伴う直接的な雇用の創出等により、今後の達成目標についても達成される見込みである。</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	目標値	390	381	372	363	354	345	実績値	390	382	374	-	-	-	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	取得に伴う 新規雇用数	0	0	11	11	11	11
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
目標値	390	381	372	363	354	345																															
実績値	390	382	374	-	-	-																															
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
取得に伴う 新規雇用数	0	0	11	11	11	11																															
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、租税減を是認する効果があると見込まれる。</p> <p>なお、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じない。</p>																																			
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p>																																			

			また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月(平成29年度税制改正要望時)【H28 国交 02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税16)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第11条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成12年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成17年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成18年度 適用期限を1年間延長 平成19年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ

		<p>(2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長          拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長          過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長          割増償却へ改組          拡充(旅館業を追加)          取得価格要件の引き下げ          (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》          ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)          (目的)          第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第2章6(5)          人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>政策目標 39 離島等の振興を図るに含む</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。</p>
10 有効性等	①: 適用数	<p>平成 27 年度: 4 件 平成 28 年度: 3 件 平成 29 年度: 3 件 平成 30 年度(見込み): 6 件(新規 4 件、継続 2 件) 平成 31 年度(見込み): 10 件(新規 4 件、継続 6 件) 平成 32 年度(見込み): 12 件(新規 4 件、継続 8 件)</p> <p>適用件数は全て法人税に係るものであり、所得税に係る実績はなかった。</p> <p>平成 27・28 年度の適用件数については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。</p> <p>平成 29 年度の適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取るにより確認した。</p> <p>前回要望時の想定において、適用件数は平成 28 年度に 11 件、平成 29 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はいずれも 3 件にとどまっている。これは、近年の観光客の増加傾向に伴い、宿泊業等の活性化を見込んだものであったが、期待したような効果が発生していないためである。</p> <p>平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間に適用件数が 0 であったため、計上していない。平成 30 年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を 4 件と見込んでおり、継続分と合わせて 6 件の適用を見込んでいる。</p> <p>平成 31・32 年度の新規設備投資件数については、それぞれ平成 30 年度と同数を想定しており、継続分と合わせ、平成 31 年度 10 件、平成 32 年度 12 件の適用を見込んでいる。</p>

	②: 適用額	<p>平成 27 年度: 2 百万円  平成 28 年度: 5 百万円  平成 29 年度: 8 百万円  平成 30 年度(見込み): 17 百万円  平成 31 年度(見込み): 28 百万円  平成 32 年度(見込み): 35 百万円</p> <p>適用額は全て法人税にかかるものであり、所得税による実績はなかった。</p> <p>平成 27・28 年度の適用額については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。また、平成 29 年度の適用額については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取ることにより確認した。</p> <p>平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用額見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間における適用額が 0 であったため、計上していない。</p> <p>なお、適用額については、以下の式にて算出した。</p> <p>適用額 = 取得価額 ÷ 耐用年数 × 0.48 (建物の投資の場合)  (取得価額、耐用年数は、鹿児島県からの聞き取りによる)</p>
	③: 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成 27 年度: 0 百万円  平成 28 年度: 1 百万円  平成 29 年度: 2 百万円  平成 30 年度(見込み): 4 百万円  平成 31 年度(見込み): 6 百万円  平成 32 年度(見込み): 8 百万円</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成 27 年度: 0.1 百万円  平成 28 年度: 0.2 百万円  平成 29 年度: 0.3 百万円  平成 30 年度(見込み): 1 百万円  平成 31 年度(見込み): 1 百万円  平成 32 年度(見込み): 1 百万円</p> <p>(法人事業税)</p> <p>平成 27 年度: 0.1 百万円  平成 28 年度: 0.2 百万円  平成 29 年度: 1 百万円  平成 30 年度(見込み): 1 百万円  平成 31 年度(見込み): 2 百万円  平成 32 年度(見込み): 2 百万円</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う連動分の減収額として算出した。なお、所得税に係る減収額は 0 である。</p> <p>減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p>

		<p>(法人税) 減収額＝適用額×法人税率 なお法人税率については平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度～32 年度は 23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> <p>減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝(法人税減収額×県民税率) 法人市町村民税減収額＝(法人税減収額×市町村民税率) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> <p>減収額＝適用額×法人事業税率 (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている平成 30 年度末総人口 112,000 人に対し、各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成 27 年度末 112,498 人、平成 28 年度末 110,890 人、平成 29 年度末 109,515 人となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考) 平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円) 平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は 14 人で、その家族を</p>

			<p>含めて36人の定住促進効果があり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p> <p>また、平成28・29年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は該当なしであった。</p> <p>平成30～32年度については各年度4件の割増償却の適用を受けた新規設備投資により28人の新規雇用の創出とその家族を含めた72人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成27年度の実績を基に算定した。</p>
		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成27～29年度においては新規に適用となった件数は2件あり、14人の新たな雇用と36人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税込減是認効果が見込まれる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(平成29年度税制改正要望時)【H28 国交 08】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
2	対象税目	(法人税・法人住民税(法人税割)・事業税:義、所得税・登録免許税・印紙税:外)(国税1)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)に関する所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税(法人税割)及び事業税を非課税する。(法人住民税(法人税割)・事業税は、公共法人(法人税法別表第一)として(法人税の非課税に伴う)非課税措置の適用となる。)
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・所得税 : 所得税法第11条第1項 ・法人税 : 法人税法第4条第2項 ・登録免許税: 登録免許税法第4条第1項、第2項 ・印紙税 : 印紙税法第5条第1項第2号 ・事業税 : 地方税法第72条の4第1項第2号
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成30年8月 分析対象期間: 平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	(昭和30年 奄美群島復興信用保証協会を設立、 昭和34年 奄美群島復興信用基金に改組、 昭和39年 奄美群島振興信用基金に改称、 昭和49年 奄美群島振興開発基金に改称) 平成16年 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立 平成21年 適用期限の5年間延長 平成26年 適用期限の5年間延長
8	適用又は延長期間	5年間(平成31年度～平成36年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。その不利性を抱えた奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を行うため、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところである。 その諸施策の一つとして、奄美群島振興開発特別措置法第四章に基づき、奄美基金による金融措置等の特別措置等が講じられている。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)(抄) (目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(基金の目的)</p> <p>第 44 条 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「基金」という。）は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第 2 章 6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>政策目標 39 離島等の振興を図るに含む</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>法人税</th> <th>印紙税</th> <th>登録 免許税</th> <th>法人 住民税</th> <th>事業 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>86 件</td> <td>10 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>57 件</td> <td>3 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>54 件</td> <td>1 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度 (見込)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>66 件</td> <td>5 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度 (見込)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>66 件</td> <td>5 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度 (見込)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>66 件</td> <td>5 件</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年度から平成 32 年度の見込は、平成 27 年度から平成 29 年度の3箇年の平均値。平成 27 年度から平成 29 年度の法人税及び法人住民税は、繰越欠損金があるため生じない。 ※所得税と事業税は、奄美基金を普通法人と仮定した場合。</p>		所得税	法人税	印紙税	登録 免許税	法人 住民税	事業 税	平成 27 年度	有	無	86 件	10 件	無	有	平成 28 年度	有	無	57 件	3 件	無	有	平成 29 年度	有	無	54 件	1 件	無	有	平成 30 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有	平成 31 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有	平成 32 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有																			
			所得税	法人税	印紙税	登録 免許税	法人 住民税	事業 税																																																															
		平成 27 年度	有	無	86 件	10 件	無	有																																																															
平成 28 年度	有	無	57 件	3 件	無	有																																																																	
平成 29 年度	有	無	54 件	1 件	無	有																																																																	
平成 30 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有																																																																	
平成 31 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有																																																																	
平成 32 年度 (見込)	有	無	66 件	5 件	無	有																																																																	
② 適用額	—																																																																						
③ 減収額	<p>下表の値の一部は、奄美基金を普通法人と仮定した場合に生じる課税を試算したもの。(単位:千円)</p> <p>・国税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>合計額</b></td> <td><b>6,754</b></td> <td><b>4,117</b></td> <td><b>3,190</b></td> <td><b>4,687</b></td> <td><b>4,687</b></td> <td><b>4,687</b></td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>3,342</td> <td>3,542</td> <td>3,027</td> <td>3,303</td> <td>3,303</td> <td>3,303</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>印紙税</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>登録免許税</td> <td>3,383</td> <td>564</td> <td>152</td> <td>1,366</td> <td>1,366</td> <td>1,366</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地方税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>合計額</b></td> <td><b>53,321</b></td> <td><b>90,669</b></td> <td><b>90,489</b></td> <td><b>78,159</b></td> <td><b>78,159</b></td> <td><b>78,159</b></td> </tr> <tr> <td>法人住民税 (法人税割)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>53,321</td> <td>90,669</td> <td>90,489</td> <td>78,159</td> <td>78,159</td> <td>78,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年度から平成 32 年度の見込みは、平成 27 年度から平成 29 年度の3箇年の平均値。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	<b>合計額</b>	<b>6,754</b>	<b>4,117</b>	<b>3,190</b>	<b>4,687</b>	<b>4,687</b>	<b>4,687</b>	所得税	3,342	3,542	3,027	3,303	3,303	3,303	法人税	0	0	0	0	0	0	印紙税	29	11	11	17	17	17	登録免許税	3,383	564	152	1,366	1,366	1,366		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	<b>合計額</b>	<b>53,321</b>	<b>90,669</b>	<b>90,489</b>	<b>78,159</b>	<b>78,159</b>	<b>78,159</b>	法人住民税 (法人税割)	0	0	0	0	0	0	事業税	53,321	90,669	90,489	78,159	78,159	78,159
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																																																																	
<b>合計額</b>	<b>6,754</b>	<b>4,117</b>	<b>3,190</b>	<b>4,687</b>	<b>4,687</b>	<b>4,687</b>																																																																	
所得税	3,342	3,542	3,027	3,303	3,303	3,303																																																																	
法人税	0	0	0	0	0	0																																																																	
印紙税	29	11	11	17	17	17																																																																	
登録免許税	3,383	564	152	1,366	1,366	1,366																																																																	
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																																																																	
<b>合計額</b>	<b>53,321</b>	<b>90,669</b>	<b>90,489</b>	<b>78,159</b>	<b>78,159</b>	<b>78,159</b>																																																																	
法人住民税 (法人税割)	0	0	0	0	0	0																																																																	
事業税	53,321	90,669	90,489	78,159	78,159	78,159																																																																	

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 29 年度末時点の総人口は 109,515 人となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、奄美基金による振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給する等の各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。そのため、当該支援措置を担うに対する税制上の特例措置を講じ、奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与するため行う。</p> <p>(参考)</p> <p>平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 26 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円)</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>奄美基金は、奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活及び福祉の向上に資するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に、奄美群島振興開発特別措置法に基づく特別の措置として設立されている。</p> <p>上記の目的のため、奄美群島の中小規模の事業者等を対象に民間金融機関からの融資に対する保証、小口の事業資金の貸付け等を行っている。それら業務は、政策金融として高い公共性を有する業務として実施していることから、奄美基金に対する税制上の特例措置を講じ、奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与することは必要不可欠であるため、これによる税収減は是認できる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、奄美基金の高い公共性等に鑑み非課税措置とされているものであり、本要望は適正と考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度があるが、民間事業者を対象に事業により取得した建物等の課税軽減により各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けられたものであり、また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、奄美基金の公益性を鑑みた非課税措置とは異なるため、明確に役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>奄美基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は、奨励することを目的とした法人であり、奄美群島の振興開発上、鹿児島県及び奄美群島内</p>

			の市町村にとっても奄美群島の振興開発、定住促進を図る上で、必要不可欠な組織であり、それに対する支援は適切である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (平成 26 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却																			
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(国税 18) 法人税: 義 法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動)																		
		②: 上記以外の税目	(国税 18) 所得税: 外																		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 【単独・ <b>主管</b> ・共管】																			
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者: 資本金 1 億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5 年間の割増償却(償却限度額: 機械・装置: 普通償却限度額の 24%、建物・附属設備、構築物: 普通償却限度額の 36%)ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1" data-bbox="614 1079 1471 1169"> <tr> <td>個人及び資本金 5,000 万円以下の法人</td> <td>資本金 5,000 万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格 500 万円以上</td> <td>取得価格 1,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1" data-bbox="614 1265 1471 1355"> <tr> <td>個人及び法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格 500 万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制特例措置は、4 年前の改組により地域資源を活用した内発的な産業の育成を目指し農林水産物等販売業を対象に加えるとともに、これらの事業者は、地場の中小企業が主であり、設備投資額も小さいことから最低取得価格を引き下げて、さらに 5 年間の割増償却としたところ。</p> <p>税制特例を受ける前提条件となる産業振興施策促進事項の作成数は、27 年度 1 件、28 年度 4 件、29 年度 8 件と増加傾向にあることから、今後の適用件数の増加が見込まれるため、2 年間の延長を要望するもの。</p> <p>※法改正前後の税制特例の主な変更点は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="580 1785 1484 2042"> <thead> <tr> <th></th> <th>法改正前</th> <th>法改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象事業種</td> <td>・製造業 ・旅館業</td> <td>・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業</td> </tr> <tr> <td>② 取得価格</td> <td>2,000 万円超</td> <td>500 万円以上(資本金 5,000 万円以下) 1,000 万円以下(資本金 5,000 万円超)</td> </tr> <tr> <td>③ 租税措置内容</td> <td>特別償却</td> <td>割増償却</td> </tr> </tbody> </table>		個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上	個人及び法人	取得価格 500 万円以上		法改正前	法改正後	① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業	② 取得価格	2,000 万円超	500 万円以上(資本金 5,000 万円以下) 1,000 万円以下(資本金 5,000 万円超)	③ 租税措置内容	特別償却	割増償却
個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人																				
取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上																				
個人及び法人																					
取得価格 500 万円以上																					
	法改正前	法改正後																			
① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業																			
② 取得価格	2,000 万円超	500 万円以上(資本金 5,000 万円以下) 1,000 万円以下(資本金 5,000 万円超)																			
③ 租税措置内容	特別償却	割増償却																			

		《関係条項》 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月
7	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を 2 年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から地域資源を活用する製造業及び農林水産等販売業に見直し 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長
8	適用又は延長期間	平成 31 年 4 月～平成 33 年 3 月(2 ヶ年)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する。</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月 3 日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 29 年 12 月 8 日改訂)</p> <p>Ⅱ 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇を増やし地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p>

		<p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。</p> <p>こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

		<p>[中目標] 農村の振興</p> <p>[政策分野] 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成 31 年度中に 31 市町村、32 年度中に 24 市町村となっていることから、1 市町村当たり平均 1.8 名の新規雇用者が生じると想定し、2 年間で 98 名程度雇用が創出されることを目標とする。</p> <p>(前回要望時:平成 29 年度中に 12 市町村、30 年度中に 16 市町村となっていることから 1 市町村当たり平均 2.5 名の新規雇用者が生じると想定し、2 年間で 70 名程度雇用が創出されることを目標とした。)</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>① 平成 30 年 3 月までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は 88 人、投資件数は 47 件である。</p> <p>② 振興山村での投資 1 件当たりの新規雇用数は、下式より 1.8 人/件となる。</p> <p>(式) <math>88(\text{新規雇用数計:人}) \div 47(\text{投資数:件}) = 1.8 \text{人/件}</math></p> <p>③ 平成 30 年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成 31 年度は 31 市町村、平成 32 年度は 24 市町村であり、それぞれ最低 1 件の投資があると想定(1 市町村=1 件)した場合、新規雇用数は、平成 31 年度は 55 人(1.8 人/件×31 市町村)、平成 32 年度は 43 人(1.8 人/件×24 市町村)の増加が見込まれ、2 年間では 98 人の新規雇用が創出されると推計される。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(測定指標):振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)</p> <p>① 経済波及効果の発現</p> <p>地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。</p> <p>(販売単価の上昇の例としては、平成 27 年度に鳥取県八頭町の農家レストランにおいて規格外の農作物を地元の農家から購入し、新たな農家の収入源となっている例、平成 29 年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組むことで今後、農家レストランや直売所を設置し、地元の米や野菜の販売マージンが省かれ販売単価を上昇させるといった例がある。)</p> <p>② 定住人口の増加</p> <p>振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流</p>

			<p>出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。</p> <p>③ 地域コミュニティの活性化  地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年 3 月に山村振興法が改正され、税制特例措置の内容が変更されたことから、平成 27 年度（実績）から本税制特例措置の延長要望期限である平成 32 年度（見込）までの適用数を下表に記載した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (実績)</th> <th>H29 年度 (実績)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> <th>H31 年度 (見込)</th> <th>H32 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数 (件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>(設備投資実績等調査より推計)</p> <p><b>【平成 27～29 年度】(実績)</b>  H27～28 年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。  H29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村への聞き取りによる。(熊本県八代市において米のブランド化による乾燥・精米機等の設備投資が行われ、本税制特例措置を活用)</p> <p><b>【平成 30 年度】(見込)</b>  平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村、当課が実施した調査等で平成 30 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 16 市町村を合わせた 29 市町村において、少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち約 54%(7/13)の 15 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。  ※適用件数は平成 30～32 年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも 1 件の投資があるとし、そのうち、平成 27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 件のなかで、平成 30 年度までに設備投資を実施若しくは予定している事業者が 7 件あることから、平成 30 年度以降は、累計策定市町村のうち、約 54%(7/13)の事業者が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を 5 年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。</p> <p><b>【平成 31～32 年度】(見込)</b>  当課で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした 31 市町村(31 年度)、24 市町村(32 年度)に加えて、29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村と平成 30 年度に産業振興施策促進事項を策定見込みとしている 16 市町村を合わせた 60 市町村(31 年度)、83 市町村(32 年度)において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち 54%(7/13)が適用を受けると想定した。</p>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	適用数 (件)	—	—	1	15	32	44
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)											
適用数 (件)	—	—	1	15	32	44											

各年度の租税特別措置の適用予定数と投資数 (件数)

適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
H27年度	1	1	1	1	1	
H28年度	—	4	4	4	4	4
H29年度	—	—	8	8	8	8
H30年度	—	—	—	16	16	16
H31年度	—	—	—	—	31	31
H32年度	—	—	—	—	—	24
(投資件数)	1	5	13	29	60	83
(適用件数)	(実績)	(実績)	(実績)			
54%:7/13	0	0	1	15	32	44

なお、振興山村は経済規模が小さいため、適用数は大きな数字ではないが、投資者を限定するものではないことから、特定の者のみが適用者となる偏りはないものと考えられる。

また、平成27～29年度の適用数が「1」に留まった要因は以下のことが考えられる。法改正当初の平成27～28年度は、産業振興施策促進事項の策定にあたっては、その指針となる都道府県における山村振興基本方針の改定、その後、同基本方針の内容に沿って、新たな山村振興計画の策定作業が必要であったが、その策定に時間を費やしたことから税制特例措置適用の要件となる産業振興施策促進事項の策定が5市町村に留まったことが影響していると考えられる。平成29年度については、山村振興基本方針、山村振興計画及び産業振興施策促進事項それぞれの策定数も増加しているが、平成29年度の産業振興施策促進事項の策定を行った8市町村のうち5市町村は平成29年度末の策定であったことが少なからず影響しているものと考えられる。

このことから平成30年度以降は、適用数も増加すると予測している。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回国会提出)」には、現行の税制となった平成29年度以降の記載がないことから、数値の引用はしていない。

②: 適用額

(単位:百万円)

	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)
適用額	—	—	0.4	9.3	19.8	27.3

(農林水産省 地域振興課調べ)

【平成27～28年度】(実績)

H27～28年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。

【平成29年度】(実績)

平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用数と同様に把握した。)

		<p>・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率)=44.8万円  取得した機械装置の種別:米の乾燥調整設備一式  耐用年数10年:減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より</p> <p>【平成30～32年度】(見込)  平成30年度～平成32年度の各年度の適用額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件あたりの適用額を62万円※と推計し、前掲の適用数を乗じて、以下のとおり算出した。  ※ 投資1件あたりの適用額の算定根拠は、別紙1を参照</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15件</td> <td>×</td> <td>62万円/件</td> <td>=</td> <td>930万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>32件</td> <td>×</td> <td>62万円/件</td> <td>=</td> <td>1,984万円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>44件</td> <td>×</td> <td>62万円/件</td> <td>=</td> <td>2,728万円</td> </tr> </table>	平成30年度	15件	×	62万円/件	=	930万円	平成31年度	32件	×	62万円/件	=	1,984万円	平成32年度	44件	×	62万円/件	=	2,728万円								
平成30年度	15件	×	62万円/件	=	930万円																							
平成31年度	32件	×	62万円/件	=	1,984万円																							
平成32年度	44件	×	62万円/件	=	2,728万円																							
	<p>③: 減収額</p>	<p>《法人税》  平成30～32年度の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村より、1投資当たりの減収額14.4万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。  ※ 1投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (実績)</th> <th>H29 年度 (実績)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> <th>H31 年度 (見込)</th> <th>H32 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省地域振興課調べ)</p> <p>【平成27～28年度】(実績)  H27～28年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。</p> <p>【平成29年度】(実績)  平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用額、適用数と同様に把握した。)  ・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率)  ×23.2%(法人税率)=10.5万円</p> <p>【平成30～32年度】(見込)  平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円※と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。  ※ 投資1件あたりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照  (対象物あたりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=14.4万円)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15件</td> <td>×</td> <td>14.4万円/件</td> <td>=</td> <td>216万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>32件</td> <td>×</td> <td>14.4万円/件</td> <td>=</td> <td>461万円</td> </tr> </table>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	減収額	—	—	0.1	2	5	6	平成30年度	15件	×	14.4万円/件	=	216万円	平成31年度	32件	×	14.4万円/件	=	461万円
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)																						
減収額	—	—	0.1	2	5	6																						
平成30年度	15件	×	14.4万円/件	=	216万円																							
平成31年度	32件	×	14.4万円/件	=	461万円																							

平成 32 年度 44 件 × 14.4 万円/件 = 634 万円

《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額(千円)		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成 27 年度	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0
平成 29 年度	14	3	1
平成 30 年度	279	58	25
平成 31 年度	595	124	54
平成 32 年度	818	171	74

※下線を付した年度は、推計値を記入。

○実績の計上根拠について

平成 27 年度～28 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

【法人住民税】= 減収額 × 住民税率 12.9% (都道府県税 + 市町村民税))

【法人事業税】

○事業税 = 減収額 × 法人事業税率 (2.7%)

○地方法人特別税 = 事業税 × 地方法人特別税の税率 (43.2%)

・平成 29 年度 (1 件)

【法人住民税】105 (千円) × 0.129 = 14 (千円)

【法人事業税】

投資額: 1,868 (千円)

○法人事業税: 105 × 0.027 = 3

○法人地方特別税 = 3 × 0.432 = 1

・平成 30 年度 (15 件)

【法人住民税】2,160 (千円) × 0.129 = 279 (千円)

【法人事業税】

○法人事業税: 2,160 (千円) × 0.027 = 58 (千円)

○法人地方特別税 = 58 (千円) × 0.432 = 25 (千円)

・平成 31 年度 (32 件)

【法人住民税】4,610 (千円) × 0.129 = 595 (千円)

【法人事業税】

○法人事業税: 4,610 (千円) × 0.027 = 124 (千円)

○法人地方特別税 = 124 (千円) × 0.432 = 54 (千円)

・平成 32 年度 (44 件)

【法人住民税】6,340 (千円) × 0.129 = 818 (千円)

【法人事業税】

○法人事業税: 6,340 (千円) × 0.027 = 171 (千円)

○法人地方特別税 = 171 (千円) × 0.432 = 74 (千円)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

[達成目標の実現状況](分析対象期間:平成27年度～平成32年度)

(単位:人)

区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)
雇用増加数	43	52	30	28	55	43

(農林水産省 地域振興課調べ)

※本税制の活用を予定して新規投資を行い新規雇用を行ったものの赤字計上となったため課税対象とならず本税制を活用出来なかった事例を含む。

平成29年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組み、税制を活用することで初期投資が軽減され、新規雇用者を1名雇用。

そのほか、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により平成27年度に鳥取県八頭町の農家レストランで43人、平成28年度に52人、平成29年度に30人新規雇用者数を確認したところ。

平成30年度の新規雇用者数(見込)は、1投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した1.8人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成30年度の投資件数16件に乗じて、28人(16件×1.8人/件)とした。

前回評価時の平成29年度、平成30年度の目標(各年度の新規雇用者数30名・40名)については、平成29年度は目標を達成し、平成30年度は岡山県西粟倉村では、家具製造工場での設備投資による新規雇用者数の増加等が見込まれるため目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現するものと考えられる。

(前回(28年度)要望時における税制特例措置の直接的効果の比較)

平成29年度における税制特例措置があった場合の雇用者数は、1名(熊本県八代市)、無かった場合の雇用者数は0名であった。(市町村への聞き取り調査による。)平成30年度については、28名の直接的効果を見込んでいるところ。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○雇用効果の状況

(目標とする新規雇用者数の算定根拠)

① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。

② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。

$$(式) \quad 88 (\text{新規雇用数計:人}) \div 47 (\text{投資数:件}) \doteq 1.8 \text{人/件}$$

③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇

用数は、平成 31 年度は 55 人（1.8 人/件×31 市町村）、平成 32 年度は 43 人（1.8 人/件×24 市町村）の増加が見込まれ、2 年間では 98 人の新規雇用が創出されると推計。

振興山村における民間事業者等の設備投資による税制特例措置の適用を受けた新規雇用者数（推計）は、平成 31 年度が 55 人、平成 32 年度が 43 人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加し、税制の適用数も同様に見込んでいることから、目標は達成されると考えられる。

平成 31 年度：55 人 平成 32 年度：43 人

（根拠）

平成 31 年度：1.8 人/件 × 31 市町村 = 55 人

平成 32 年度：1.8 人/件 × 24 市町村 = 43 人

なお、平成 31 年度、平成 32 年度の投資については、各種施策と組み合わせで実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置を受けた場合と無かった場合の雇用者の差により本税制特例措置の直接的な効果を把握する予定である。

[租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響]（分析対象期間：平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月）

近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985 年比で総人口が約 6 割に減少しているのみならず、年少人口（0～14 歳）が同年比で約 4 割に減少（99 万人→43 万人）し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が 0.3 未満である自治体が約 9 割（当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ）となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。

振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。

こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を 2 年間延長することが、必要である。

本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)

本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)
投資額	18.6	524	1,014	785
寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 ( 0.1 )	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみの経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7

※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照

※経済波及効果は、「平成 23 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照)。

※ 表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果額を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。

※ 寄与率は、投資額に占める 5 ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、平成 29 年度に投資を行い本税制措置の適用としている事業者から次式のとおり把握した

$$(式) ( 50 \text{ 万円} + 0 \text{ 万円} + 30 \text{ 万円} ) \div 1,868.4 \text{ 万円} \approx 4.3\%$$

(国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率)

			<p>※ 本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。</p> <p>(補足)</p> <p>平成 29 年度の投資額は、平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した熊本県八代市への聞き取りによる。(1,864 万円)</p> <p>平成 30～32 年度の投資額は、当課で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に 1 投資当たりの投資額を乗じて算定した。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>16 件</td> <td>×</td> <td>3, 272 万円</td> <td>=</td> <td>52, 352 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>31 件</td> <td>×</td> <td>3, 272 万円</td> <td>=</td> <td>101, 432 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>24 件</td> <td>×</td> <td>3, 272 万円</td> <td>=</td> <td>78, 528 万円</td> </tr> </table>	平成 30 年度	16 件	×	3, 272 万円	=	52, 352 万円	平成 31 年度	31 件	×	3, 272 万円	=	101, 432 万円	平成 32 年度	24 件	×	3, 272 万円	=	78, 528 万円
平成 30 年度	16 件	×	3, 272 万円	=	52, 352 万円																
平成 31 年度	31 件	×	3, 272 万円	=	101, 432 万円																
平成 32 年度	24 件	×	3, 272 万円	=	78, 528 万円																
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p> <p>平成 27 年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に</p> <p>取り組み</p> <p>を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>																		

			このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 農水 09)

### 産業振興施策促進事項を作成済み及び作成予定の市町村

	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度
1			鳥取県	八頭町(策定済み)	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
作成予定市町村数	0	0	1		0
3年間合計	1				

H28年度の八頭町は、事業者の会計年度が、10月-9月であることから、適用実績については、H29年度に計上した。

平成28年8月3日時点での集計。

産業振興施策促進事項に記載された投資額より推計した減収額一覧

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	1投資当たりの投資額	法定耐用年数	割増償却率	普通償却額 ①	割増償却額 ②	法人税率	1対象物当たり 減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,900万円	456万円	23.2%	106
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.2%	98
鳥取県八頭町	竹製品製造	機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	192万円	23.2%	45
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
愛知県豊田市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
愛知県岡崎市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県小国町	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	17年	24.0%	29万円	7万円	23.2%	2
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県小国町	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.2%	17
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	9年	24.0%	333万円	80万円	23.2%	19
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	農林水産物等販売業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.2%	17
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	農林水産物等販売業	機械	3,000万円	3,000万円	20年	36.0%	150万円	54万円	23.2%	13
		建物	0万円		10年	24.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県阿蘇市	農林水産物等販売業	機械	11,000万円	11,000万円	22年	36.0%	500万円	180万円	23.2%	42
		建物	0万円		10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28
岩手県久慈市	地域資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岩手県久慈市	地域資源を活用した製造業	機械	4,800万円	4,800万円	10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	27
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岩手県久慈市	農林水産物等販売業	機械	1,200万円	1,200万円	10年	24.0%	120万円	29万円	23.2%	7
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県八代市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県八代市	農林水産物等販売業	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県八代市	農林水産物等販売業	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県八代市	農林水産物等販売業	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県八代市	農林水産物等販売業	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
宮城県丸森町	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
宮城県丸森町	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県球磨村	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県球磨村	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県五木村	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県五木村	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県あさぎり町	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
熊本県あさぎり町	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	9年	24.0%	222万円	53万円	23.2%	12
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	1,000万円	1,000万円	9年	24.0%	111万円	27万円	23.2%	6
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
岡山県西栗倉村	地域資源を活用した製造業	機械	800万円	800万円	8年	24.0%	100万円	24万円	23.2%	6
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
三重県いなべ市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
三重県いなべ市	農林水産物等販売業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
三重県いなべ市	農林水産物等販売業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11
		建物	0万円		41年	36.0%	万円	万円	23.2%	0
件の投資平均		機械	1,889万円	3,272万円			119万円	31万円		7万円
		建物	1,383万円							

【別紙 1】

1投資当たり 減収額
204
45
3
3
3
2
3
3
17
28
21
19
21
13
42
28
27
7
3
1
1
1
1
1
3
3
3
3
3
3
3
3
3
11
11
14
12
14
11
11
11
11
11
14
6
6
3
11
11
14.4万円

  
131.32年度に適用

## 【別紙2】

## ■投資額の算定根拠

	(投資1件あたりの投資額)		(投資数)	=	(投資額)
H30年度	3,272 万円 ×		16 件	=	52,352 万円
H31年度	3,272 万円 ×		31 件	=	101,432 万円
H32年度	3,272 万円 ×		24 件	=	78,528 万円

## ■適用額の算定根拠

	(投資1件あたりの適用額)		(適用数)	=	(適用額)
H30年度	62 万円 ×		15 件	=	930 万円
H31年度	62 万円 ×		32 件	=	1,984 万円
H32年度	62 万円 ×		44 件	=	2,728 万円

## ■減収額の算定根拠

	(投資1件あたりの減収額)		(適用数)	=	(減収額)
H30年度	14.4 万円 ×		15 件	=	216 万円
H31年度	14.4 万円 ×		32 件	=	461 万円
H32年度	14.4 万円 ×		44 件	=	634 万円

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度			
26年度			
27年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
28年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
29年度	生活関連産業用機械 (18.7)	建築・建設補修 (0)	
30年度	生活関連産業用機械 (302.2)	建築・建設補修 (221.3)	
31年度	生活関連産業用機械 (585.6)	建築・建設補修 (428.7)	
32年度	生活関連産業用機械 (453.4)	建築・建設補修 (331.9)	

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)
	② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人又は個人が、平成31年3月31日までに、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年度:適用期限の2年延長 平成27年度:適用期限の2年延長 平成29年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第3条</p> <p>過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>○第4条</p> <p>国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第30条</p> <p>過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
---	------	--------------	---

		<p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)】</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>6. 地方創生の推進</p> <p>(5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】</p> <p>○衆議院総務委員会</p> <p>「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」</p> <p>(前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。</p> <p>五～六(略)</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(平成 29 年9月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが達成目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標</p> <p>・過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値:本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人(根拠)10④の本特例の効果の見込みに基づく。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。</p> <p>また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例により、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができるものとする。</p> <p>本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。</p>																																																				
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">適用件数(件)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>68</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成28年第190回国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)による。ただし、平成29年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)</p> <p>※ 農林水産物等販売業の適用件数については、平成30年度に過疎対策室が、過疎地域で製造業、旅館業及び農林水産物等販売業を営んでいると思われる事業所(抽出した500事業所)を対象に実施したアンケート調査(以下「事業者アンケート」という。)の結果に基づき、算出した。(回答率39.0%)</p> <p>この事業者アンケートの結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成30年1月～5月の間に設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あったため、平成30年度以降の農林水産物等販売業の適用件数については、アンケートの回答率(39.0%)を踏まえ、1年間に2件と推計した。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <p>(1)製造業、旅館業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度:平成26年度～28年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)</li> <li>平成30年度:平成27年度～29年度(見込み)の3年平均。</li> <li>平成31年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。</li> <li>平成32年度:平成29年度(見込み)～31年度(見込み)の3年平均。</li> </ul>	年度	適用件数(件)				合計	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	平成26年度	71	1	0	-	72	平成27年度	66	2	0	-	68	平成28年度	66	2	0	-	68	平成29年度	68	2	-	0	70	平成30年度	67	2	-	2	71	平成31年度	67	2	-	2	71	平成32年度	67	2	-	2	71
年度	適用件数(件)				合計																																																		
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業																																																			
平成26年度	71	1	0	-	72																																																		
平成27年度	66	2	0	-	68																																																		
平成28年度	66	2	0	-	68																																																		
平成29年度	68	2	-	0	70																																																		
平成30年度	67	2	-	2	71																																																		
平成31年度	67	2	-	2	71																																																		
平成32年度	67	2	-	2	71																																																		

(2) 農林水産物等販売業

・平成 30 年度～32 年度：事業者アンケートの結果を踏まえ、1 年間の適用件数を 2 件と推計

○想定外に僅少であるか否かについて

平成 27 年度実績(68 件)及び平成 28 年度実績(68 件)は、前回評価(平成 28 年 8 月)における見込み(平成 27 年度(74 件)、平成 28 年度(74 件))と比較して、想定外に僅少であるとは言えない。

② 適用額

年度	適用額(特別償却限度額)(千円)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	-	1,810,168
平成 27 年度	855,341	13,228	0	-	868,571
平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	-	1,133,511
平成 29 年度	1,251,721	19,025	-	0	1,270,746
平成 30 年度	1,070,751	20,190	-	11,000	1,101,941
平成 31 年度	1,142,554	22,511	-	11,000	1,176,065
平成 32 年度	1,155,009	20,575	-	11,000	1,186,584

※平成 26～28 年度の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。ただし、平成 29 年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)

※ 農林水産物等販売業の適用額については、事業者アンケート調査の結果に基づき、算出した。

事業者アンケート調査の結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年 1 月～5 月の間に 55,000 千円の設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が 1 件あった。

なお、当該調査は平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間における本特例措置の適用実績を調査するものであり、平成 29 年度の農林水産物等販売業の適用実績は 0 件との結果であったため、当該年度の推計値を 0 件としている。

また、適用額については、事業者アンケート調査で把握した上記の事例の実績額(平成 30 年度に 55,000 千円の機械の購入)に、特別償却率(機械及び装置 10/100)を乗じた金額(55,000 千円×10/100=5,500 千円)を算出し、1 年間の適用件数(2 件(推計))を乗じて算出した。

		<p>○推計値の算出方法</p> <p>(1)製造業、旅館業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均 (少数点以下四捨五入。以下同じ。)</li> <li>・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。</li> <li>・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。</li> <li>・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。</li> </ul> <p>(2)農林水産物等販売業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度～32 年度:事業者アンケートの結果を踏まえ、1年間の適用件数2件×5,500 千円と推計</li> </ul> <p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出)によれば、別紙1のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。</p> <p>また、過疎対策室が平成 30 年度に過疎市町村を対象に行った調査(以下「過疎対策室調査」という。)によれば、平成 29 年度実績は、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 48 市町村であり、都道府県で見ると 25 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。</p>																																																				
	<p>③ 減収額</p>	<p>《法人税》</p> <table border="1" data-bbox="595 1182 1406 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">法人税の減収額(千円)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>457,631</td> <td>3,960</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>461,591</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>204,426</td> <td>3,161</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>207,587</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>258,615</td> <td>6,626</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>265,241</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>292,903</td> <td>4,452</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>297,355</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>248,414</td> <td>4,684</td> <td>-</td> <td>2,552</td> <td>255,650</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>265,073</td> <td>5,223</td> <td>-</td> <td>2,552</td> <td>272,848</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>267,962</td> <td>4,773</td> <td>-</td> <td>2,552</td> <td>275,287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○法人税の減収額の算出方法</p> <p>前述の 10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 26 年度:25.5%、平成 27 年度:23.9%、平成 28 年度～29 年度:23.4%、</p>	年度	法人税の減収額(千円)				合計	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	平成 26 年度	457,631	3,960	0	-	461,591	平成 27 年度	204,426	3,161	0	-	207,587	平成 28 年度	258,615	6,626	0	-	265,241	平成 29 年度	292,903	4,452	-	0	297,355	平成 30 年度	248,414	4,684	-	2,552	255,650	平成 31 年度	265,073	5,223	-	2,552	272,848	平成 32 年度	267,962	4,773	-	2,552	275,287
年度	法人税の減収額(千円)				合計																																																	
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業																																																		
平成 26 年度	457,631	3,960	0	-	461,591																																																	
平成 27 年度	204,426	3,161	0	-	207,587																																																	
平成 28 年度	258,615	6,626	0	-	265,241																																																	
平成 29 年度	292,903	4,452	-	0	297,355																																																	
平成 30 年度	248,414	4,684	-	2,552	255,650																																																	
平成 31 年度	265,073	5,223	-	2,552	272,848																																																	
平成 32 年度	267,962	4,773	-	2,552	275,287																																																	

平成 30 年度:23.2%、平成 31 年度～32 年度:23.2%(見込み))を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額(千円)		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成 26 年度	79,853	73,803	71,221
平成 27 年度	29,628	41,219	28,063
平成 28 年度	34,677	48,484	50,503
平成 29 年度	48,053	54,502	49,929
平成 30 年度	37,453	48,068	42,832
平成 31 年度	40,061	50,351	47,755
平成 32 年度	41,856	50,974	46,839

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

平成 26 年度～28 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均  
(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

年度 (平成)	実績			見込み 30	目標値	
	27	28	29		31	32
本特例を 活用した 設備投資 に係る 新規雇用 者数(人)	185	132	260 (うち 推計 8人)	284	284	284

- (注) 1 平成 27～29 年度の実績は過疎対策室調査により把握(※)  
2 平成 30 年度は見込み値。  
3 平成 31 年度以降は目標値

※ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調

査の対象外としたため、8市の平成 29 年度の実績については、過去の調査 3 か年分(平成 26～28 年度実績)における当該8市の新規雇用者の実績(計 25 人)から推計(25 人/3 年≒8人)し、計上している。

当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳(実績)は、以下のとおりである。

平成 26 年度(計8人)

内訳: 岐阜県関市(8人)

平成 27 年度(計 10 人)

内訳: 広島県府中市(10人)

平成 28 年度(計7人)

内訳: 岐阜県関市(7人)

#### 【平成 30 年度過疎対策室調査の対象外とした 8 市】

- ・広島県: 呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市
- ・岐阜県: 関市
- ・愛媛県: 大洲市

#### ○目標値(9③)の算出方法

(目標値: 本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人)

平成 30 年度の過疎対策室調査では、平成 29 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 69 件、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 252 人であり、推計 8 人を加えて、平成 29 年度の新規雇用者数の実績を 260 人とした。

平成 30 年度の見込み及び平成 31 年度以降の目標値は、過疎対策室調査で把握した平成 29 年度の適用件数に対する増加雇用人数の比率(252 人/69 件≒4 人)を、10①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。

なお、当該評価書で適用件数等の記載に引用している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数が把握できないため、当室で実施している過疎対策室調査の結果(適用件数 69 件、新規雇用者数 252 人)を引用している。

#### ○所期の目標の達成状況

前回の事前評価(平成 28 年8月)では、平成 29 年度～30 年度における本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 1,530 人と見込んでいたが、平成 30 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 544 人の見込みとなっている。

所期の目標との乖離が見られるが、この原因としては、所期の目標が、平成 26 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の実績(新規雇用者数 711 人、適用額 1,810,168 千円、適用件数 72 件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(H29 年度実績: 新規雇用者数 260 人、適用額 1,270,746 千円、適用件数 70 件)と比較すると、適用件数には大きな変化がないものの、一方で、適用額は平成 26 年度の7割程度に留まっており、事業者の設備投資が相対的に減ったことに伴い、雇用創出効果が想定よりも発現していな

いものと推察される。

○旅館業、コールセンター業の適用件数が僅少である理由

旅館業及びコールセンター業に係る過去の適用数(平成 26 年度における旅館業 1 件及びコールセンター 0 件、27 年度における旅館業 2 件及びコールセンター 0 件並びに 28 年度における旅館業 2 件及びコールセンター 0 件)は、10 件未満と僅少になっている。

その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000 万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。

また、コールセンター業については、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際、100 人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により、適用実績がなかったことから、平成 29 年度以降は対象業種から除外されているものである。

○農林水産物等販売業の適用件数見込みが僅少となっている理由

農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる 6 次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成 29 年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。

この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から 1 年余しか経過していない中でありながら、1 件の適用見込みが確認されたことから、平成 30 年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて 2 件と推計しているものである。

いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現により寄与するよう努めてまいり所存である。

○適用件数が僅少となる業種があっても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由

本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心にこれまでも年間 70 件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局))、このような基盤産業を育成するための設備投資を促し

			<p>ていくことが、当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。過疎対策室が行った調査によれば、平成 29 年度に本特例措置の適用があった 69 の事業所のうち、46 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 46 の事業所から 225 人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>一般に、過疎地域に設備投資する企業は、中小規模のものが多く、財務的に余裕があるケースは少ないものと考えられる。そうした中、本特例により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の維持・増加につながるものと考えている。</p> <p>また、事業者アンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、財務的に余裕ができたことにより、設備投資のほか人件費への投資も可能になったなどの回答があったところであり、本特例は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できた。(事業者アンケートの結果の概要は、別紙2のとおり。)</p> <p>なお、今回の事業者アンケートを実施する際には本特例の概要資料を同封して制度の周知を図っている。また、各種会議等の場においても、本特例について積極的に周知に努めている。</p> <p>※ 本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響</p> <p>過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が延長されない場合、上記のような過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>《租税減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業者の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目</p>

			<p>的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月【H28 総務 01】

## 適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成28年第190国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位:千円)

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	合計		合計		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	0	0	0	0	2	18,090
鉱業	2	44,928	0	0	0	0
建設業	4	58,871	4	47,781	1	1,549
製造業	48	669,981	54	703,510	56	1,020,191
食料品製造業	7	192,358	10	56,638	7	75,073
繊維工業	0	0	1	23,151	2	45,584
木材、木製品製造業	3	35,761	1	29	0	0
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	1	1,071	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	2	3,039	0	0	1	9,407
化学工業	0	0	5	27,482	3	34,758
石油製品製造業	0	0	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	19,392	2	31,011	1	647
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	35,566	1	58,573	2	85,476
鉄鋼業	1	20,839	0	0	1	69,883
非鉄金属製造業	0	0	2	99,300	2	61,608
金属製品製造業	12	84,243	10	43,903	13	132,872
機械製造業	7	175,041	7	44,184	8	208,938
産業用電気機械器具製造業	4	28,537	3	68,761	2	91,845
民生用電気機械器具電球製造業	1	1,305	0	0	1	5,035
通信機械器具製造業	1	4,665	3	34,641	3	16,945
輸送用機械器具製造業	5	59,809	7	201,641	6	84,820
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	4,115
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	1	9,419	1	13,118	3	93,178
卸売業	6	305,574	3	8,679	3	50,881
小売業	2	6,103	0	0	0	0
料理飲食旅館業	1	15,531	2	13,228	2	28,317
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	583,955	1	1,177	2	2,276
運輸通信公益事業	2	103,943	1	87,824	0	0
サービス業	3	12,812	3	6,370	1	1,820
その他	1	8,465	0	0	1	10,384
合計	72	1,810,168	68	868,571	68	1,133,511

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

## 事業者アンケートの結果の概要

### 《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象  
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期  
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）  
500
- ・ 回答数  
195
- ・ 回答率  
39.0%

### 《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 特別償却制度を活用した事業所に対し、制度の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に対し、「①影響があった」と答えたのは 12 事業者であった。
- 上記で「①影響があった」と答えた事業者からは、「制度を活用し、キャッシュに余裕が生まれることで、経営の安定度を高められる」という意見や、「増産のための設備投資や雇用など経営上の意思決定の自由度を高められる」などの意見があった。
- 雇用創出効果としては、平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に特別償却制度を活用した事業者に対し、新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を尋ねたところ、31 事業者の合計で 287 人の雇用者の増につながったとの回答が得られた。
- 特別償却制度を活用しなかった事業者に対し、制度を活用しなかった理由を尋ねたところ、「親会社が特別償却を採用しておらず、会計処理の統一を求められているため」などの意見があった。
- また、今回の事業者アンケートをきっかけに本特例を知ったという事業者も見受けられたところであるが、今回のアンケートを実施する際に同封した本特例制度の概要資料を見て、制度の活用を検討したいという意見も寄せられた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税 04) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 03)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・延長】【 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		<p>《要望の内容》</p> <p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「本法」という。）に定める土地収用法の特例による収用等について、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例として、以下の内容等を措置する。</p> <p>① 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期（5年超）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税、法人住民税：重課（法人税 5%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止）</li> </ul> <p>② 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期（5年以内）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税、法人住民税：重課（法人税 10%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止）</li> </ul> <p>③ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて下記の特例措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税、法人住民税、法人事業税： 代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する。</li> </ul> <p>④ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から 5,000 万円を控除する。（法人税、法人住民税、法人事業税）</p> <p>⑤ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された後の特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みである場合、譲渡益に相当する金額を損金に算入する。（法人税、法人住民税、法人事業税）</p>

		《関係条項》 ・租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条、第 64 条、第 64 条の 2、第 65 条の 2、第 68 条の 68、第 68 条の 69、第 68 条の 70、第 68 条の 71、第 68 条の 73
5	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課、企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 反対する権利者がおらず、現に利用されていない一定の所有者不明土地について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続きを合理化・円滑化し、公共事業の実施を迅速化する。
	①: 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。 これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、国、都道府県知事が事業認定した事業について、所有者不明土地の収用等に係る手続きを合理化・円滑化する土地収用法の特例を創設した。 さらに、平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)において、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業推進のため、税制改正要望を検討することとされているところである。 これらを踏まえ、土地収用法の特例に基づく収用についても、土地収用法に基づく収用と同様の税制措置を講じ、公共事業の実施を迅速化する必要がある。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する 業績指標 115 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率:過去 5 年度の平均)
③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・用地あい路率 2.54% (平成 24～28 年度の平均) →2.30% (平成 29～33 年度の平均) ・所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで) 約 1/3 短縮(約 31→21 ヶ月)	

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用数の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例の適用数については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p><b>【③代替資産の特例関係】</b>  H26年度 1,589件  H27年度 1,716件  H28年度 1,855件  H29年度 1,806件  (以下見込み)  H30年度 1,741件  H31年度 1,741件  H32年度 1,741件  H33年度 1,741件</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p> <p><b>【④5,000万円特別控除関係】</b>  H26年度 2,397件  H27年度 2,294件  H28年度 2,362件  H29年度 2,215件  (以下見込み)  H30年度 2,317件  H31年度 2,317件  H32年度 2,317件  H33年度 2,317件</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p>

		<p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例の適用額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p><b>【③代替資産の特例関係】</b>  H26年度 5,966百万円  H27年度 7,049百万円  H28年度 5,929百万円  H29年度 6,571百万円  (以下見込み)  H30年度 6,378百万円  H31年度 6,378百万円  H32年度 6,378百万円  H33年度 6,378百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)  損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p><b>【④5,000万円特別控除関係】</b>  H26年度 28,682百万円  H27年度 25,817百万円  H28年度 26,792百万円  H29年度 24,704百万円  (以下見込み)  H30年度 26,498百万円  H31年度 26,498百万円  H32年度 26,498百万円  H33年度 26,498百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)  補償額が5,000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5,000万円を超える補償額については、5,000万円を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象</p>

		<p>とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による減収額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例の減収額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p><b>【③代替資産の特例関係】</b>  H26年度 1,788百万円  H27年度 2,114百万円  H28年度 1,777百万円  H29年度 1,970百万円  (以下見込み)  H30年度 1,912百万円  H31年度 1,912百万円  H32年度 1,912百万円  H33年度 1,912百万円</p> <p>(推計方法)  建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p><b>【④5,000万円特別控除関係】</b>  H26年度 8,604百万円  H27年度 7,746百万円  H28年度 8,038百万円  H29年度 7,411百万円  (以下見込み)  H30年度 7,949百万円  H31年度 7,949百万円  H32年度 7,949百万円  H33年度 7,949百万円</p> <p>(推計方法)  減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地あい路率の縮減</li> <li>2. 54%(平成24～28年度の実績値)</li> <li>2. 75%(平成24～28年度の目標値)</li> </ul> <p>本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収入手続への移行から取得まで)</li> <li>約 1/3 短縮(約 31→21 ヶ月)</li> </ul> <p>本特例措置を、土地収用法による収用の手続による場合と同様に適用させることによって、新法による収入手続に要する期間の短縮の効果が円滑に実現される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>今回要望する新規措置は、既存の土地収用法等に基づく収用に対する措置と同様の措置であり、同様の効果が発揮されるものである。</p> <p>なお、本特例措置等の効果により平成28年度末において、10,228 千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保されている。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例をとることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置によって、事業施行者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域福利増進事業に係る特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 03) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 001)
		②: 上記以外の税目 所得税、個人住民税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地(※)を利用して行う地域福利増進事業(※)について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除を創設する。
		(※) 特定所有者不明土地: 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されていない土地(法第2条第2項) 地域福利増進事業: 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業(法第2条第3項)
		《関係条項》
5	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課、企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年8月 分析対象期間: 平成 31 年度～平成 35 年度
7	創設年度及び改正経緯	新規要望
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。
		《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の

		<p>様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。</p> <p>これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権（上限 10 年）を設定し、公園、広場、購買施設等を整備することを可能とする「地域福利増進事業」を創設した。</p> <p>地域福利増進事業は、地域住民等の福利や利便を増進する公益性の高い事業であり、事業の推進のためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠であり、これらの者への支援を行う必要がある。</p> <p>さらに、平成 30 年 5 月 23 日にとりまとめられた「所有者不明土地等に関する特命委員会とりまとめ」（自民党）及び平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）においても、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業の推進のため、税制改正要望を検討することとされている。</p> <p>これらを踏まえ、税制面においても、地域福利増進事業の実施を後押しし、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・地域福利増進事業における使用権の設定数 法施行後 10 年間で 100 件(3年間で 20 件)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域福利増進事業における特定所有者不明土地の使用権の設定を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>【適用数見込み(国土交通省推計)】 H31 年度:4件(うち法人1件) H32 年度:6件(うち法人1件) H33 年度:10件(うち法人2件) H34 年度:10件(うち法人2件) H35 年度:10件(うち法人2件) ※推計の詳細については別紙参照</p> <p>② 適用額</p> <p>【適用額見込み(国土交通省推計)】 H31 年度:15 百万円 H32 年度:15 百万円 H33 年度:30 百万円 H34 年度:30 百万円 H35 年度:30 百万円 ※推計の詳細については別紙参照</p> <p>③ 減収額</p> <p>【減収額見込み(国土交通省推計)】 H31 年度:6百万円 H32 年度:6百万円</p>

			<p>H33 年度:12 百万円  H34 年度:12 百万円  H35 年度:12 百万円  ※推計の詳細については別紙参照</p>
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  【使用権設定件数見込み(国土交通省推計)】  H31 年度:4 件  H32 年度:6 件  H33 年度:10 件  H34 年度:10 件  H35 年度:10 件  ※推計の詳細については別紙参照</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、目標の達成に当たって直接的な効果を発揮する。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>地域福利増進事業を実施する者が所有者不明土地の使用権を取得するためには、都道府県知事の裁定を受ける必要があり、裁定に当たっては、当該事業が地域住民等の福祉・利便の増進を図るために行われるものであることや、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること等を確認することとされていることから、使用権設定の裁定を受けた地域福利増進事業は、その公益性が公的に担保されている。</p> <p>加えて、現に利用されておらず、適切に管理されていない場合が多い所有者不明土地の有効活用が図られるのみならず、周辺の土地の利用も促進されることから、地域福利増進事業は公益性の高い事業である。このため、軽減措置を講じることは妥当である。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなる。所有者の税負担を直接軽減する本措置は、その手段として妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(予算措置)  ・所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援等に関する経費  地域福利増進事業に係る取組支援により、地域の合意形成等が促され、地域福利増進事業の取組事例が積み重なることで、本特例による効果とあいまって、地域福利増進事業の普及が促される。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置によって、地域福利増進事業が円滑に実施されることとなり、地域住民等の福祉・利便の増進に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減収見込額推計

項目 地域福利増進事業にかかる特例措置の創設  
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成 31 年度 ▲ 6 百万円  
 平成 32 年度 ▲ 6 百万円  
 平成 33 年度 ▲ 12 百万円  
 平成 34 年度 ▲ 12 百万円  
 平成 35 年度 ▲ 12 百万円

### 【推計方法】

#### ○使用権設定件数の想定

平成 31 年度以降に特定所有者不明土地に対して地域福利増進事業の実施のための使用権設定が見込まれる件数は下表のとおり。

時期	平成 31 年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40
使用権 設定件数	4	6	10	10	10	12	12	12	12	12
合計	4	10	20	30	40	52	64	76	88	100

(※目標である使用権設定数 10 年 100 件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する。)

#### ○算定上の仮定

(全体)

- ・ 各年度において半数が民間主体による事業と仮定。

(土地)

- ・ 各事業において 1 筆の特定所有者不明土地と隣接する 1 筆の土地を利用すると仮定。
- ・ 特定所有者不明土地には 2 分の 1 の共有持ち分を有する確知所有者が 1 名いると仮定。
- ・ 各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定。
- ・ 隣地所有者に占める個人と法人の割合については、全体の土地取引件数に占める割合（個人 61.7%、法人 36.5%（土地保有移動調査（平成 28 年取引分））を参考として個人 3 : 法人 2 と仮定。一方で、特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定。

#### ○地域福利増進事業における土地の権利関係

上記の使用権設定件数の想定と算定上の仮定を踏まえ、地域福利増進事業における土地の権利関係とその件数について、以下のとおり仮定する。

(件)

	合計	内訳				
		31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
土地を購入して実施	20	2	3	5	5	5
土地を購入せずに実施	20	2	3	5	5	5
合計	40	4	6	10	10	10

○各特例措置の各年度の適用件数見込み

上記より、地域福利増進事業における1,500万円特別控除の適用見込み件数は以下のとおりとなる。

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計	
1,500万円控除	確知所有者（個人）	2	3	5	5	5	20	
	隣地所有者	個人	1	2	3	3	3	12
		法人	1	1	2	2	2	8

○計算の前提

- ・ 土地保有移動調査（平成28年取引分）及び登記統計（平成28年度分）より、1件当たりの土地取引額を、 $30.7$ （兆円） $\div$  $129.1$ （万件） $\approx$  $2,400$ （万円）と仮定。
- ・ 適用見込みの積算において、確知所有者の共有持分は2分の1と仮定していることから、確知所有者からの土地の買取り額は1件当たり1,200万円と仮定。

【積算根拠】

- ・ 地域福利増進事業の事業者に対して土地等を譲渡した者に対して適用。
- ・ 土地の譲渡益は、概算取得費控除制度を前提として土地取引額の95%とし、隣地所有者の場合は1件当たり2,280万円とする。

○法人税

減収見込額＝控除額×税率×件数

（平成31年度）

$$\text{①減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 1 \\ = 348 \text{ 万円}$$

（平成32年度）

$$\text{②減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 1 \\ = 348 \text{ 万円}$$

（平成33年度）

$$\text{③減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

（平成34年度）

$$\text{④減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

（平成35年度）

$$\text{⑤減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.232 \times 2 \\ = 696 \text{ 万円}$$

○法人住民税

減収見込額＝控除額×税率×件数

（平成31年度）

$$\text{⑥減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ \approx 45 \text{ 万円}$$

（平成32年度）

$$\text{⑦減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ \approx 45 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\textcircled{8} \text{減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx \mathbf{90 \text{ 万円}}$$

(平成 34 年度)

$$\textcircled{9} \text{減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx \mathbf{90 \text{ 万円}}$$

(平成 35 年度)

$$\textcircled{10} \text{減収見込額} = (1,500 \text{ 万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ \approx \mathbf{90 \text{ 万円}}$$

#### ○法人事業税

<所得割>

減収見込額 = 控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

$$\textcircled{11} \text{減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 1 \\ = 57 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\textcircled{12} \text{減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 1 \\ = 57 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\textcircled{13} \text{減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

(平成 34 年度)

$$\textcircled{14} \text{減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

(平成 35 年度)

$$\textcircled{15} \text{減収見込額} = 1,500 \text{ 万円} \times 0.038 \times 2 \\ = 114 \text{ 万円}$$

<地方法人特別税>

減収見込額 = 所得割減収額 × 税率

(平成 31 年度)

$$\textcircled{16} \text{減収見込額} = \textcircled{11} \times 2.199 \\ \approx 125 \text{ 万円}$$

(平成 32 年度)

$$\textcircled{17} \text{減収見込額} = \textcircled{12} \times 2.199 \\ \approx 125 \text{ 万円}$$

(平成 33 年度)

$$\textcircled{18} \text{減収見込額} = \textcircled{13} \times 2.199$$

≒251 万円

(平成 34 年度)

$$\textcircled{19} \text{減収見込額} = \textcircled{14} \times 2.199$$

≒251 万円

(平成 35 年度)

$$\textcircled{20} \text{減収見込額} = \textcircled{15} \times 2.199$$

≒251 万円

<付加価値割>

減収見込額 = 控除額 × 税率 × 件数

(平成 31 年度)

$$\textcircled{21} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.0061 \times 1$$

≒9 万円

(平成 32 年度)

$$\textcircled{22} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.0061 \times 1$$

≒9 万円

(平成 33 年度)

$$\textcircled{23} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.0061 \times 2$$

≒18 万円

(平成 34 年度)

$$\textcircled{24} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.0061 \times 2$$

≒18 万円

(平成 35 年度)

$$\textcircled{25} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.0061 \times 2$$

≒18 万円

<法人事業税全体>

(平成 31 年度)

$$\textcircled{26} \text{減収見込額} = \textcircled{11} + \textcircled{16} + \textcircled{21} = \mathbf{191 \text{万円}}$$

(平成 32 年度)

$$\textcircled{27} \text{減収見込額} = \textcircled{12} + \textcircled{17} + \textcircled{22} = \mathbf{191 \text{万円}}$$

(平成 33 年度)

$$\textcircled{28} \text{減収見込額} = \textcircled{13} + \textcircled{18} + \textcircled{23} = \mathbf{383 \text{万円}}$$

(平成 34 年度)

$$\textcircled{29} \text{減収見込額} = \textcircled{14} + \textcircled{19} + \textcircled{24} = \mathbf{383 \text{万円}}$$

(平成 35 年度)

$$\textcircled{30} \text{減収見込額} = \textcircled{15} + \textcircled{20} + \textcircled{25} = \mathbf{383 \text{万円}}$$

○減収見込額合計

(平成 31 年度)

$$\textcircled{1} + \textcircled{6} + \textcircled{26} = 584 \text{ 万円} \approx 6 \text{ 百万円}$$

(平成 32 年度)

$$\textcircled{2} + \textcircled{7} + \textcircled{27} = 584 \text{ 万円} \approx 6 \text{ 百万円}$$

(平成 33 年度)

$$\textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{28} = 1,169 \text{ 万円} \approx 12 \text{ 百万円}$$

(平成 34 年度)

$$\textcircled{4} + \textcircled{9} + \textcircled{29} = 1,169 \text{ 万円} \approx 12 \text{ 百万円}$$

(平成 35 年度)

$$\textcircled{5} + \textcircled{10} + \textcircled{30} = 1,169 \text{ 万円} \approx 12 \text{ 百万円}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 31) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 44)
		② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められているところ。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制の割増措置の適用期限を2年間(平成32年度末まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86</p>
5	担当部局	土地・建設産業局建設市場整備課 自動車局整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>○昭和25年度 貸倒準備金制度創設</p> <p>○昭和39年度 貸倒引当金への変更</p> <p>○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%)</p> <p>○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%)</p> <p>○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止</p> <p>○平成17年度 2年延長</p> <p>○平成19年度 2年延長</p> <p>○平成21年度 2年延長</p> <p>○平成23年度 1年延長</p> <p>○平成24年度 3年延長</p> <p>貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)</p> <p>○平成27年度 2年延長</p> <p>○平成29年度 2年延長</p> <p>組合等の割増率の縮減(割増率12%→10%)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に

		<p>取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。</p> <p>そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》  ○中小企業法(昭和38年法律第154号)  (交流又は連携及び共同化の推進)  第18条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○中小企業憲章(2010年6月18日閣議決定)  2. 基本原則  一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する  「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」</p>																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護  施策目標: 32 建設市場の整備を推進する及び  政策目標: 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保  施策目標: 17 自動車の安全性を高めるに包含</p>																												
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <table border="0"> <tr> <td>○平成25年3月期</td> <td>▲19.2</td> <td>○平成28年9月期</td> <td>▲13.9</td> </tr> <tr> <td>○平成25年9月期</td> <td>▲13.2</td> <td>○平成29年3月期</td> <td>▲10.3</td> </tr> <tr> <td>○平成26年3月期</td> <td>▲5.8</td> <td>○平成29年9月期</td> <td>▲9.3</td> </tr> <tr> <td>○平成26年9月期</td> <td>▲14.7</td> <td>○平成30年3月期</td> <td>▲8.7</td> </tr> <tr> <td>○平成27年3月期</td> <td>▲13.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成27年9月期</td> <td>▲13.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○平成28年3月期</td> <td>▲13.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」(調査対象:2,600組合の役職員)</p>	○平成25年3月期	▲19.2	○平成28年9月期	▲13.9	○平成25年9月期	▲13.2	○平成29年3月期	▲10.3	○平成26年3月期	▲5.8	○平成29年9月期	▲9.3	○平成26年9月期	▲14.7	○平成30年3月期	▲8.7	○平成27年3月期	▲13.5			○平成27年9月期	▲13.3			○平成28年3月期	▲13.0		
○平成25年3月期	▲19.2	○平成28年9月期	▲13.9																											
○平成25年9月期	▲13.2	○平成29年3月期	▲10.3																											
○平成26年3月期	▲5.8	○平成29年9月期	▲9.3																											
○平成26年9月期	▲14.7	○平成30年3月期	▲8.7																											
○平成27年3月期	▲13.5																													
○平成27年9月期	▲13.3																													
○平成28年3月期	▲13.0																													
10 有効性等	① 適用数	<p>○適用組合数(サンプル調査による推計)  平成27年度 1,077組合</p>																												

		<p>平成28年度 1,457組合</p> <p>平成29年度 1,284組合</p> <p>平成30年度 1,284組合(見込み)</p> <p>平成31年度 1,284組合(見込み)</p> <p>平成32年度 1,284組合(見込み)</p> <p>※全国中小企業団体中央会サンプル調査等による推計</p>
	② 適用額	<p>○適用額(サンプル調査による推計)</p> <p>平成27年度 371百万円</p> <p>平成28年度 198百万円</p> <p>平成29年度 173百万円</p> <p>平成30年度 173百万円(見込み)</p> <p>平成31年度 173百万円(見込み)</p> <p>平成32年度 173百万円(見込み)</p> <p>※全国中小企業団体中央会サンプル調査等による推計</p>
	③ 減収額	<p>○適用額(サンプル調査による推計)</p> <p>平成27年度 70百万円</p> <p>平成28年度 38百万円</p> <p>平成29年度 37百万円</p> <p>平成30年度 37百万円(見込み)</p> <p>平成31年度 37百万円(見込み)</p> <p>平成32年度 37百万円(見込み)</p> <p>※全国中小企業団体中央会サンプル調査等による推計</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者の資金繰りDIについて、前回要望時から改善しているもののマイナスで推移しており、プラスに転じていない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、貸倒引当金は組合の判断で貸倒実績等に基づき引き当てられ、貸倒の発生予測も困難であることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額等と比較することは困難である。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税 30) (法人住民税:義)(地方税 38)
	①: 政策評価の対象税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。
		《要望の内容》 当該調整措置の施行(平成 32 年 1 月)が円滑に行われるよう、所要の措置を講じるよう求めるもの。 また、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じるよう求めるもの。 あわせて、地方税についても当該措置に対して必要な対応を検討すること。
		《関係条項》 租税特別措置法 9 条の 3 の 2 (上記条文の適用対象となる金融商品の分類の根拠法令は以下の通り。)  【集団投資信託】 ○(国内籍): 所得税法 176 条③ ○(外国籍): 所得税法 180 条の 2③  【4ビークル】 ○特定目的会社: 租税特別措置法 67 条の 14 ○投資法人: 租税特別措置法 67 条の 15 ○特定目的信託: 租税特別措置法 68 条の 3 の 2 ○特定投資信託: 租税特別措置法 68 条の 3 の 3
5	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月      分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯	・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年

		<p>租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年</p> <p>租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設</p>	
8	適用又は延長期間	恒久措置とする	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 内外二重課税状態を排除し、市場の機能強化、インフラの整備を図ること</p> <p>《政策目的の根拠》 ・「未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一貫性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 118 「リート等の資産総額」</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 内外二重課税状態を排除し、市場の機能強化、インフラの整備を図ることにより、「未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」に掲げられている「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増する」を達成する。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、海外不動産投資への促進効果を生じ、目標実現に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		③ 減収額	50 億

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本措置により、内外二重課税状態を排除し、市場の機能強化、インフラの整備を図ることができる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価:平成29年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額 3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置 (取得金額 240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《要望の内容》 上記内容の特別償却制度の2年延長を要望する。 建物及び附属設備(取得金額 3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置 (取得金額 240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《関係条項》 租税特別措置法 第44条、第68条の19 同法施行令 第28条の4、第39条の51	
5	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和62年新規 ・特別償却率 (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100	

				<p>機械及び装置 26/100</p> <p>平成 11 年 適用期限 2 年延長 資金額要件の緩和 (5 億円以上→2 億円以上)</p> <p>面積要件の撤廃 (3,000 m<sup>2</sup>→撤廃)</p> <p>平成 13 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成 15 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成 17 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成 19 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成 21 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p> <p>平成 23 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>平成 25 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>平成 27 年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>※対象資産を新設または増設したものに限定。</p> <p>平成 29 年 適用期限 2 年延長 資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2 億円以上→3 億円以上)</p>
8	適用又は延長期間			2年間(平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。</p> <p>また、平成 28 年 3 月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね 10 年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進してゆくこととされている。</p> <p>平成 27 年 8 月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。</p> <p>さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成 28 年 3 月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 閣議決定)でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>促進法第 10 条(税制上の措置)</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する          業績指標 94 関西文化学術研究都市における立地施設数</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、平成 31 年度までに施設立地数を 150 施設とすることを目標としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成 37 年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標とする。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>8件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による          ※2 H29～H32 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件
			H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)									
		適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件									
② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>103.4</td> <td>11.3</td> <td>15.9</td> <td>276.6</td> <td>400.2</td> <td>54.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による          ※2 H29 推計値については、府県あてアンケート結果等による          ※3 H30～H32 推計値については、取得価額を要件に合致する最低価額と仮定して算出</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9		
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)											
適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9											
③ 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>24.7</td> <td>2.6</td> <td>3.7</td> <td>64.2</td> <td>92.8</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額は適用額×法人税率により算出          (法人税率について、H27 は 0.239、H28～H29 は 0.234、H30～H32 は 0.232)</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7		
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)											
減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7											

		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立件数</td> <td>130</td> <td>133</td> <td>142</td> <td>148</td> <td>153</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30～H32については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>48.1</td> <td>54.2</td> <td>57.3</td> <td>58.7</td> <td>56.4</td> <td>56.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30以降については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成30年4月時点で142の研究所用施設等が立地している。平成31年度までの施設立地目標を150施設としており、平成31年度までの施設立地予定数が現地立地企業及び府県あてアンケート結果等より11施設であることから、目標を達成する見込みである。</p> <p>施設整備率については、平成30年4月時点で57.3%となっており、平成29年度末までに全地区平均で48.7%以上と見込んでいた目標を達成している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制特例措置を活用した企業(活用見込み含む)にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければけいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	施設立件数	130	133	142	148	153	156		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)																									
施設立件数	130	133	142	148	153	156																									
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)																									
施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9																									
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>平成27年度から平成29年度までの間に研究所用施設は129施設から142施設へと増加し、今後2年間においても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、こうした学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものである。よって、今後も税収減を是認する効果が期待される。</p>																												
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限</p>																												

			<p>定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が3億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。また、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月 (H28 国交 08)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 22)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別	【拡充・延長】 【単独】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の3割増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 3 月 31 日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数 10 以上又は延べ面積 75,000 m<sup>2</sup>以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上</li> <li>2) 居住者等利便施設整備費が 10 億円以上</li> </ol> </li> </ul>
		<p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</li> <li>・「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」(平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。</li> </ul>
		<p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 (連結法人:法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42)</p>
5	担当部局	都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 17 年度 適用期限の 2 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長
8	適用又は延長期間	2 年間(平成 31 年度～平成 32 年度)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(＝都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。さらに、地方都市の活性化を推進する。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。</p> <p>引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>あわせて、「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中枢・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p> <hr/> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する          に包含</p> <hr/> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→2020 年(平成 32 年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る</p> <p>※平成 28 年(世界の都市総合ランキング 2016)に東京は3位となり、平成 29 年(同 2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてき</p>
---	------	--------------	---

		<p>ていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額</p> <p>目標値:8兆円～11兆円</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合</p> <p>目標値:16.0%～18.5%</p> <p>※1 初期値:9.1%(2002年度～2017年度末(2017年度は見込値))</p> <p>※2 中間目標値:12.8%～14.2%(2024年度)</p> <p>※3 延長要望期間における目標値:10.7%～11.3%(2020年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(適用計画数実績)</p> <p>27年度:4計画(6件)</p> <p>28年度:2計画(2件)</p> <p>29年度:2計画(2件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>31年度:3計画</p> <p>32年度:4計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</li> <li>・本特定措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で6社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</li> </ul>
		<p>②: 適用額</p> <p>(適用額実績)</p> <p>27年度:3,418百万円</p> <p>28年度:897百万円</p>

		<p>29年度:803百万円  ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成27年 23.9%、平成28、29年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み)  31年度:1,293百万円  32年度:1,720百万円  ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p>
	③ 減収額	<p>(減収額実績)  27年度:817百万円  28年度:210百万円  29年度:188百万円  ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み)  31年度:300百万円  32年度:399百万円  ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  民間都市再生事業計画は、平成30年8月末現在114計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。</p> <p>具体的には、  都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成24年度～平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約8.4兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>世界の都市総合ランキングについて、平成29年時点で東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002年(都市再生特別措置法創設時)から2017年度末までに9.1%となっており、本特例措によるインセンティブ</p>

			<p>効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114計画)における建設投資累計額は59,939億円、経済波及効果は150,787億円と試算され、税収増効果15,871億円と試算される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28国交07)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 20)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別	【延長・拡充】 【単独】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月31日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当</li> </ul> <p>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</p>
		<p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</li> <li>・「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。</li> </ul>
		<p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)</p>
5	担当部局	都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。) 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長

8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》      昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。      また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》      上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。      こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成29年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図っているところである。      また、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることが盛り込まれたところである。      また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。      昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。      あわせて、「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中枢・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進      施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る</p> <p>※平成28年(世界の都市総合力ランキング2016)に東京は3位となり、平成29年(同2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてきていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額</p> <p>目標値:8兆円～11兆円</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合</p> <p>目標値:16.0%～18.5%</p> <p>※1 初期値:9.1%(2002年度～2017年度末(2017年度は見込み値))</p> <p>※2 中間目標値:12.8%～14.2%(2024年度)</p> <p>※3 延長要望期間における目標値:10.7%～11.3%(2020年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>(適用計画数実績)</p> <p>27年度:5計画(15件)</p> <p>28年度:8計画(18件)</p> <p>29年度:9計画(18件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>31年度:6計画</p> <p>32年度:7計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</li> <li>・本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業</li> </ul>

		<p>を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で48社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>
②	適用額	<p>(適用額実績)</p> <p>27年度:1,837百万円 28年度:3,184百万円 29年度:3,765百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成27年 23.9%、平成28、29年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>31年度:8,879百万円 32年度:10,358百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p>
③	減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>27年度:439百万円 28年度:745百万円 29年度:881百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>31年度:2,060百万円 32年度:2,232百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成30年8月末現在114計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。</p> <p>具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成24年度～平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約8.4兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p>

			<p>世界の都市総合ランキングについて、平成 29 年時点で東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002 年(都市再生特別措置法創設時)から 2017 年度末までに 9.1%となっており、本特例措によるインセンティブ効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114 計画)における建設投資累計額は 59,939 億円、経済波及効果は 150,787 億円と試算され、税収増効果 15,871 億円と試算される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達困難なミドルリスクの部分の補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業を実施するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確で</p>

		ある。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 国交 06)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税・義)(国税 24)
		②: 上記以外の税目 所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法 第14条第1項、第2項第2号 第47条の2第1項、第3項第2号 第68条の35第1項、第3項第2号 租税特別措置法施行令 第7条第4項 第29条の5第3項</p>
5	担当部局	水管理・国土保全局下水道部
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27~32年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成11年度 2年延長</p> <p>平成13年度 2年延長 規模要件 貯水容量 100m<sup>3</sup>以上→200m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成14年度 償却率 1.2割増→1割増</p> <p>平成15年度 2年延長</p> <p>平成16年度 特定都市河川流域における貯留利用施設の規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup>以上→100m<sup>3</sup>以上</p> <p>平成17年度 2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m<sup>3</sup>以上→ 300m<sup>3</sup>以上</p> <p>浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup>以上を追加</p> <p>平成19年度 2年延長</p> <p>平成21年度 2年延長</p> <p>平成23年度 2年延長 浸透性舗装規模要件 3,000 m<sup>2</sup>以上→5,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>平成25年度 2年延長</p> <p>平成27年度 2年延長 対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25 条の2に規定する浸水被害対策区域 対象施設 雨水貯留利用浸透施設 →雨水貯留利用施設</p> <p>平成29年度 2年延長</p>

		対象施設から、構築物と併せて設置される機械及び装置を除外
8	適用又は延長期間	平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に被害が出ているところである。</p> <p>こうしたゲリラ豪雨被害に対して下水道は、雨水を迅速に流下させることのできる施設として効果的であり、各自治体においても下水道の整備を進めている。しかし、地下空間の利用が進んでいる地域において、下水道の追加的整備のための地下空間を確保することが困難である等、下水道の整備のみで浸水被害対策を行うことには限界がある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備と併せて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、本税制により整備促進が図られる雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。</p> <p>（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 17 号）が施行された。）</p>

		<p>《政策目的の根拠》          社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）          第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要          第 2 節 重点目標と政策パッケージ          2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する          政策パッケージ 2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減          重点施策（水害対策）          ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進          ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設的能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減          施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          平成 27 年 9 月に「第 4 次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっているため、以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」          （H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害の被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>
10 有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度(実績) 0 件          平成 28 年度(実績) 0 件          平成 29 年度(実績) 0 件          平成 30 年度(見込み) 0 件          平成 31 年度(見込み) 0 件          平成 32 年度(見込み) 1 件</p> <p>本税制において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在 2 地区で指定がされているところ。</p> <p>本制度については、制度創設後適用実績はないが、これは、区域の指定に時間を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。</p> <p>一方で、本制度については、雨水貯留利用施設を整備することのインセンティブとなるため有効な手段と考えており、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増え</p>

		<p>る見通しである。</p> <p>昨今の激甚化する豪雨災害も踏まえ、早期に浸水被害の解消が求められる浸水被害対策区域においては、効率的かつ効果的に浸水に対する安全度の向上を図るため、本税制による民間の雨水貯留利用施設の整備促進は必要不可欠である。</p>
	② 適用額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 28 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 29 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 30 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 31 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 32 年度(見込み) 3000 万円</p> <p>※算定根拠については、別添参照</p>
	③ 減収額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 28 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 29 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 30 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 31 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 32 年度(見込み) 2.4 万円</p> <p>※算定根拠については、別添参照</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成 27 年度以降、適用実績が無いため、政策目的の達成及び達成目標の実現への寄与は今のところ存在しない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 27 年度以降、適用実績が無いため効果は発現していない。</p> <p>これは、区域の指定に時間を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなることで、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現する。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制は有効な手段である。なお、本税制は、割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本税制は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備</p>

		<p>のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置することは、技術面・コスト面で困難であるうえ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に実施することが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与することにより民間の雨水貯留利用施設の整備促進を図ることは、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物に貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成 29 年度 2.1 億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に施設の整備を行うことで、大規模施設等のスケールメリット等がはたらき、迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。しかし、上記のような施設は数が限られているため、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等がはたらきにくい小規模な個別ビル等も含めた裾野の広い取組も併せて実施することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月〈H28 国交 12〉

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長(法人事業税)	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税14)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準額の算定について、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (課税標準額=資本金等—資本金等×(建設事業未収金/総資産))	
		《要望の内容》 措置の適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。	
		《関係条項》 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第7項 ・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第6条の2第1項 ・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第2条の7	
5	担当部局	国土交通省道路局高速道路課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度~35年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(5年間)	
8	適用又は延長期間	5年間(平成31年4月1日~平成36年3月31日)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)により、大規模プロジェクトによる当該道路(一般国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在、その管理を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。
		《政策目的の根拠》 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)	

		<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>「国土交通省政策評価基本計画」</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標29 道路交通の円滑化を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している、東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>※ 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施しているものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、多額の出資金を受けていることから、地方公共団体等からの資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。</p> <p>このような実態に基づく特例的な扱いであることから、業績指標等の設定になじまないものとして、当初より達成目標等(所期の目標)は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>毎年度1件</p> <p>(注)本措置の適用対象はTTBのみである。</p>

	②: 適用額	(単位: 百万円)									
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	適用 推計額	88,888	88,729	88,629	88,622	88,616	88,609	88,455	88,154	87,709	
		(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。									
	③: 減収額	(単位: 百万円)									
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
	減収額	270	449	449	449	449	449	448	447	444	
		(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。									
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》									
		<p>TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適正に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。</p> <p>本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる。</p>									
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》									
		(単位: 百万円)									
		年度	当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期純利益	備考					
		H27	383	△270	113	資本割の税率が0.3%に拡大					
		H28	428	△449	△21	資本割の税率が0.5%に拡大					
		H29	190	△449	△258						
		(注)端数処理のため、数値が一致していない。									
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることによりTTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られる。これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなどその波及効果は大きく、税収減が十分に是認されると考えられる。</p>									

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>東京湾横断道路(一般国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行っている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月(H25 国交 20)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税 17)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金額の 2/3 を資本割の課税標準から控除。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成 36 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第6項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年7月 分析対象期間:平成 26 年度～35 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 21 年度 5年間延長 平成 26 年度 5年間延長
8	適用又は延長期間	5年間(平成 36 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。  《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」(平成元年法律第 61 号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道(株)が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58. 3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081 億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道(株)の資本金額(1,850 億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道(株)の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措

		置法(平成元年6月28日法律第61号) 第21条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を經營しようとする者を含む。)に出資することができる。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	つくばエクスプレスの整備は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に含有
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道(株)の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、資本金額の2/3を法人事業税の資本割の課税標準から控除する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道(株)の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を持続することが期待される。
10	有効性等	①: 適用数 (1)実績 平成26年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成27年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成28年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成29年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株))  (2)今後の見込 平成30年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成31年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成32年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成33年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成34年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成35年度 1事業者(首都圏新都市鉄道(株))  本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
	②: 適用額	(1)実績 平成26年度 123,344百万円 平成27年度 123,344百万円 平成28年度 123,344百万円 平成29年度 123,344百万円

		<p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 123,344 百万円  平成 31 年度 123,344 百万円  平成 32 年度 123,344 百万円  平成 33 年度 123,344 百万円  平成 34 年度 123,344 百万円  平成 35 年度 123,344 百万円</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
	③ 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 163 百万円  平成 27 年度 245 百万円  平成 28 年度 408 百万円  平成 29 年度 408 百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 408 百万円  平成 31 年度 408 百万円  平成 32 年度 408 百万円  平成 33 年度 408 百万円  平成 34 年度 408 百万円  平成 35 年度 408 百万円  (事業者からの聴き取りによる)</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)  首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金額の 2/3 を法人事業税の資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)  首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)  首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850 億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段として妥当である。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 H25 国交 28

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 16)
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 JR北海道及びJR四国(以下、「JR北海道等」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金)を資本割の課税標準から控除。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成 36 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第1項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 鉄道事業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年7月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 21 年度 5年間延長 平成 26 年度 5年間延長 平成 28 年度 縮減
8	適用又は延長期間	5年間(平成 36 年3月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。
		《政策目的の根拠》 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分(通常の法人においては債務に相当する部分)について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。

		<p>本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号) 第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。</p> <p>第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。</p> <p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号) 附則第4条第2項 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に含有</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。</p>
10	有効性等	①: 適用数
		<p>(1)実績 平成 26 年度 3事業者 平成 27 年度 3事業者 平成 28 年度 3事業者 平成 29 年度 3事業者</p> <p>(2)今後の見込 平成 30 年度 3事業者 平成 31 年度 2事業者</p>

		<p>平成 32 年度 2 事業者  平成 33 年度 2 事業者  平成 34 年度 2 事業者  平成 35 年度 2 事業者</p> <p>制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
②	適用額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 276,020 百万円  平成 27 年度 276,020 百万円  平成 28 年度 276,020 百万円  平成 29 年度 276,020 百万円  算定式: 資本割の課税標準 - (資本金 × 2)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 276,020 百万円  平成 31 年度 164,066 百万円  平成 32 年度 164,066 百万円  平成 33 年度 164,066 百万円  平成 34 年度 164,066 百万円  平成 35 年度 164,066 百万円</p> <p>制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
③	減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 552 百万円  平成 27 年度 828 百万円  平成 28 年度 1,380 百万円  平成 29 年度 1,305 百万円  算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 1,070 百万円  平成 31 年度 820 百万円  平成 32 年度 820 百万円  平成 33 年度 820 百万円  平成 34 年度 820 百万円  平成 35 年度 820 百万円  (JR北海道等からの聴き取りによる)</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)  JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度)  JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	(分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段としての確である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年8月 H25 国交 27	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 34)、法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 45)
		② 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認めるもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>
5	担当部局	<p>自動車局貨物課</p> <p>総合政策局公共事業企画調整課</p> <p>総合政策局物流政策課物流産業室</p> <p>土地・建設産業局建設市場整備課</p> <p>自動車局旅客課</p> <p>自動車局整備課</p> <p>海事局内航課</p> <p>海事局船舶産業課</p> <p>港湾局港湾経済課</p> <p>港湾局技術企画課技術監理室</p> <p>観光庁観光産業課</p>
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度~32年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、</p>

		<p>対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、 対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、 一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長） 平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、 器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長）、 上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長 （平成31年3月迄の適用期間の延長）</p>
8	適用又は延長期間	2年間（平成31年度～32年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」、「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護      施策目標：32 建設市場の整備を推進する      施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化      施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。</p>

		<p>具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業用トラックの新車登録台数</li> </ul> <p>対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内航船舶の代替建造の促進</li> </ul> <p>年間代替建造隻数を90隻以上</p>																												
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の物流を担うトラック運送事業者及び内航海運事業者の事業の遂行に不可欠な設備に関し、その設備更新を後押しすることにより、生産性向上が図られ、国民生活の安定と我が国の経済の発展を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p>																												
10	有効性等	<p>① 適用数 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087														
	平成27	28	29	30	31	32																								
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																								
		<p>② 適用額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024														
	平成27	28	29	30	31	32																								
適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																								
		<p>③ 減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>825</td> <td>1,182</td> <td>1,171</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>106</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>150</td> <td>148</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>55</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140	法人住民税	106	152	151	150	148	147	法人事業税	55	87	86	86	85	84
	平成27	28	29	30	31	32																								
法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																								
法人住民税	106	152	151	150	148	147																								
法人事業税	55	87	86	86	85	84																								
		<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比21.7%となっている。</li> <li>・いずれの年度も、営業用トラックは、全車種の対平成10年度比を</li> </ul>																												

上回っている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の効果により、平成 29 年度に営業用トラックは 64,300 台導入された。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、トラック運送事業者の

	10 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)	66,062 (125.0)	64,300 (121.7)
全車種 単位：千 台	4,234 (100.0)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)	3,378 (79.8)	3,359 (79.3)

太宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新車トラックの導入の動きが著しく低減し、トラック運送分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。

【内航海運】

内航船舶の代替建造隻数

→代替建造隻数：年平均 87 隻（直近3カ年）となっている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の効果により、直近 3 カ年平均で 87 隻代替建造された。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占める内航海運事業者が、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れず、政策目的を達成できない。

⑤： 税収減を是認する理由等

【トラック】

税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約 7 割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート））

【内航海運】

内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、予算制度の制約から対象者が限定的となり、年度内に執行が求められる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は機動性の点で優れており、政策目的を達成する上で妥当と考える。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (国交 25)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義(国税 33)、所得税：外、法人住民税：義、法人事業税：義(地方税 42)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11</p> <p>法人税</p> <p>租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31</p>	
5	担当部局	自動車局整備課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間平成31年3月まで）</p>	
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)	
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業</p>	

			<p>の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》          中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済          経営革新・創業促進</p>																										
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          中小企業の設備投資をリーマンショック前の 1 4 兆円の水準まで回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。          また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																										
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087												
			平成 27	28	29	30	31	32																					
		適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																					
② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 27	28	29	30	31	32	適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024														
	平成 27	28	29	30	31	32																							
適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																							
③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>825</td> <td>1,182</td> <td>1,171</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>106</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>150</td> <td>148</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>55</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>		平成 27	28	29	30	31	32	法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140	法人住民税	106	152	151	150	148	147	法人事業税	55	87	86	86	85	84
	平成 27	28	29	30	31	32																							
法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																							
法人住民税	106	152	151	150	148	147																							
法人事業税	55	87	86	86	85	84																							

		<p>(平成 28 年度) より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額 (通常措置と上乘せ措置の合算) から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>																										
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <div data-bbox="630 459 1380 884" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>中小企業の設備投資額の推移(兆円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>設備投資額(兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>2007</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>2011</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2012</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2014</td><td>10.2</td></tr> <tr><td>2015</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>2016</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>2017</td><td>12.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」</p> </div> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>	年	設備投資額(兆円)	2006	14.5	2007	14.0	2008	12.5	2009	8.5	2010	11.0	2011	9.8	2012	9.2	2013	9.8	2014	10.2	2015	11.8	2016	11.5	2017	12.0
年	設備投資額(兆円)																											
2006	14.5																											
2007	14.0																											
2008	12.5																											
2009	8.5																											
2010	11.0																											
2011	9.8																											
2012	9.2																											
2013	9.8																											
2014	10.2																											
2015	11.8																											
2016	11.5																											
2017	12.0																											
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																										
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うた</p>																										

		<p>めの設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産12)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の延長等
2	対象税目	法人税(国税10)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却ができる。</p> <p>(外航)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 18/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 16/100</p> <p>(内航)</p> <p>高度環境低負荷船……………特別償却率 18/100</p> <p>環境低負荷船……………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行の措置を2年間延長し、平成33年3月31日(所得税は平成33年12月31日)までとするとともに、外航船舶について、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14~20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10~11 同法施行規則第42条の8~12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31~32 臨時船舶建造調整法第2~4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25~26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>
5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度~平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和26年度創設 (外航) 平成17年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカ

		<p>一の上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)</p> <p>平成 29 年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ)</p> <p>(内航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長</p> <p>平成 21 年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については 18%)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 29 年度 延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充(内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ)</li> <li>・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化)</li> </ul>
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～32 年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p>

		<p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」</li> <li>・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</li> </ul>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6:国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19:海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 70:世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標 3:地球環境保全 施策目標 9:地球温暖化防止等の環境保全 業績指標 33:環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 削減:平成 32 年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成 16 年度比で 21%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)</li> <li>・NOx 削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。</li> <li>・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。</li> <li>・先進船舶を 2025 年までに 250 隻程度の導入を目指す。</li> </ul> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際海運の CO2、NOxの削減に向けた主導的貢献 CO2:平成 32 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年度比で 21%削減する。 NOx:新造船について 22%の削減を行う(平成 22 年度比)</li> <li>・我が国の外航海運の発展を図るため、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。</li> </ul> <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2、NOxの削減に向けた環境低負荷船等の普及促進</li> </ul>

			<p>CO2:平成 42 年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及を図る(157 万トンCO2の削減)。  NOx:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。</p> <p><b>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2:年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する</li> <li>・NOx:新造船について 22%の削減を行う(平成 22 年度比)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  (外航)  国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊の CO2 排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率がよく環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航)  我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、環境負荷低減の政策目的の達成に向け、環境負荷低減に資する船舶への投資促進に寄与する。</p>																																			
10	有効性等	① 適用数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</li> </ul> <p>(外航)</p> <p><b>【適用隻数】【法人税】</b></p> <table border="1" data-bbox="596 1272 1302 1541"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈3〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈11〉</td> <td>〈16〉</td> <td>〈15〉</td> <td>〈14〉</td> <td>〈14〉</td> <td>〈14〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28 年度 41 隻、H29 年度 36 隻であり、H28 年度の実績値は 38 隻、H29 年度は 30 隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。</li> <li>・H27-29 年度適用者数は合計で 47 社であることから、特定の者への偏りは無い。</li> </ul>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶	3	1	1	2	2	2	〈適用者数〉	〈3〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	外航日本船舶 以外の船舶	28	37	29	31	31	31	〈適用者数〉	〈11〉	〈16〉	〈15〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																
外航日本船舶	3	1	1	2	2	2																																
〈適用者数〉	〈3〉	〈1〉	〈1〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																																
外航日本船舶 以外の船舶	28	37	29	31	31	31																																
〈適用者数〉	〈11〉	〈16〉	〈15〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉																																

(内航)

【適用隻数】【法人税】

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
内航環境 低負荷船舶 (適用者)	11 <10>	8 <7>	9 <7>	5 <5>	5 <5>	5 <5>
高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)	3 <3>	5 <3>	6 <5>	9 <9>	9 <9>	9 <9>

※ H29 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。

・H29 年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 17 隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 15 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。

・また、H27-H29 年度における本租税特別措置の適用者数は合計 35 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。

② 適用額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【適用額】

(単位:百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
区分						
外航日本船舶	2,189	2,949	706	2,337	2,337	2,337
外航日本船舶 以外の船舶	23,019	33,443	25,490	27,260	27,260	27,260

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計

(内航)

【適用額】

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
内航環境 低負荷船舶	4,581	1,835	4,200	2,579	2,579	2,579
高度内航環境 低負荷船舶	1,555	2,685	6,706	5,223	5,223	5,223

※ H29 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。

②: 減収額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
区分						
外航日本船舶	512	690	165	542	542	542
外航日本船舶 以外の船舶	5,386	7,826	5,965	6,324	6,324	6,324

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H30 年度以降については、平均船価(直近3年間の平均) × 平均適用数(直近3年間の平均) × 特償率 × 法人税率により算出

※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出

(内航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
内航環境 低負荷船 船	1,094	439	983	598	598	598
高度内航 環境低負 荷船舶	372	642	1,569	1,212	1,212	1,212

※ 平成29年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H30 年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計

※ 平成30年度以降見込額の算出根拠式:

平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率(23.2%)により算出

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

(外航)

○達成目標の実現状況

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
区分						
CO2 削減(%)	11	15	17	19	20	21
NOx 削減(%)	25	23	26	22	22	22
輸送比率(%)	9.8	9.1	8.6	10.0	10.0	10.0

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※輸送比率については、各年度において以下により算出

輸送比率 = 世界の海上荷動き量(注1) / 我が国商船隊の輸送量

(注2)

(注1) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」

(注2) 事業者からの法令に基づき報告により把握  
 ※H30年度からH32年度の数値については目標値(但し、H30年度、H31年度に係るCO2の数値については予測値)

○所期の目標の実現状況

【平成29年度】

- ・CO2削減:日本商船隊からのCO2排出量を17%削減(平成16年度比)。
- ・NOx削減:新造船について目標値である22%以上の削減を達成(平成22年度比)。
- ・輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値が約10%であるところ、平成29年度においては8.6%であった。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ① 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。
- ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

○達成目標の実現状況

年度	H27	H28	H29	H30
区分				
省エネに資する船舶(隻)	67	53	45	70
NOx削減(%)	22	22	22	22

※事業者へのアンケート調査等に基づき算出

※H30年度については目標値

○所期の目標の実現状況

【平成29年度】

- ・CO2削減:本特例をはじめとする税制による支援措置のほか、予算による支援措置等による船舶分野の省エネ化に向けた総合的な普及促進を図り、年間70隻程度(約9万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及することが目標値であるところ、H27~H29の平均で年間55隻であった。
- ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、平成27年度時点においては22%削減の目標を達成している。

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、平成29年度より新たな達成目標を設定している。

			<p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が平成 29 年度で 15 隻導入され、約 8.5 万トンの CO2 削減がなされた。</p> <p>本租税特別措置を活用した内航船の 8 割以上が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えているとしており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等		<p>(外航)</p> <p>課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>日本商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を確保するため、本租税特別措置により、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給を促し、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図る必要がある。また、NOx 削減率についても、新造船について目標値である約 22%削減の実現に寄与していることから、税収額を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航)</p> <p>環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。</p> <p>本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。</p> <p>上記の理由から、本税制特別措置には税収額を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p>

		<p>(内航)</p> <p>本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。</p> <p>このため、本税制特例措置と船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助などの予算措置と合わせて実施することが省エネに資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>(外航)</p> <p>船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶特別償却制度・買換特例制度：船舶所有者の再投資の促進</li> <li>・国際船舶の固定資産税軽減措置：船舶所有者の船舶保有コストの低減</li> <li>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：船舶所有者の船舶取得時の負担低減</li> </ul> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境低負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境低負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>

			更に、省エネに資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。 ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成 31 年度概算要求:1,685 百万円の内数)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月 (H29 国交 15)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	対象：法人事業税
	①：政策評価の対象税目	
	②：上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 【単独】 主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）、関西国際空港土地保有株式会社（以下「土地保有会社」）及び中部国際空港株式会社（以下「中部会社」）に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。 ・新関空会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・土地保有会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社：事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則第9条第4項、第5項
5	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成25年8月～平成30年7月
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度：創設 平成21年度：特例措置の延長（5年間） 平成24年度：新関空会社及び土地保有会社の拡充 平成26年度：特例措置の延長（5年間）
8	適用又は延長期間	5年間
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ◎新関空会社及び土地保有会社、◎中部国際空港株式会社 関西国際空港（以下「関空」）及び中部国際空港（以下「中部空港」）は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に
	①：政策目的及びその根拠	

		<p>寄与することを目的とする。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>◎<u>新関空会社及び土地保有会社</u></p> <p>① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>② 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）（抜粋）</p> <p>関西国際空港・大阪国際空港について、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションの実現により、関西国際空港債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大等を図る。</p> <p>◎<u>中部会社</u></p> <p>① 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）</p> <p>第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。</p> <p>第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>② 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）</p> <p>中部国際空港については、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を平成28年度末の供用開始に向け実施し、機能強化を図る。</p>

		<p>中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、中部地域へのインバウンド増進を図る昇龍道プロジェクトの一層の推進など、地域と一体となった需要開拓や受入環境整備を推進するとともに、航空貨物輸送の新たな需要等に対応した空港施設の拡充等を推進する。</p> <p>③未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）</p> <p>中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。</p> <p>④観光ビジョン実現プログラム2018（平成30年6月12日観光立国閣僚推進会議にて決定）</p> <p>中部空港については、LCCの増便・新規就航に対応するためLCC専用ターミナル（2019年上期供用開始予定）の整備を進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 VI「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」          施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>具体的には、6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>具体的には、1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績</p> <p>平成25年度～平成29年度：各年度2件          （新関空会社、土地保有会社）</p>

		<p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定すると:各年度2件</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 平成25年度～平成29年度:各年度1件 (中部会社)</p> <p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定すると:各年度1件</p>																																				
②: 適用額		<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>679,366</td> <td>679,366</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度:各年度 1,140,226 百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度:各年度55,778百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868	土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358	合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868																																	
土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358																																	
合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778																																	
③: 減収額		<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>696</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>822</td> <td>1,370</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,012</td> <td>1,012</td> <td>1,518</td> <td>2,530</td> <td>2,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度:各年度2,530百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>172</td> <td>285</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると 平成30年度～平成35年度:各年度285百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	464	464	696	1,161	1,161	土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370	合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	115	115	172	285	285
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	464	464	696	1,161	1,161																																	
土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370																																	
合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	115	115	172	285	285																																	

		<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、中部会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円)</p> <p>もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円)</p> <p>もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p>
		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円)</p> <p>◎中部会社</p> <p>本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、中部会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円)</p>
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>新関空会社及び土地保有会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除し、さらに新関空会社及び土地保有会社は、中部会社と比較して多額の</p>

		<p>資本金、及び有利子負債があることから、更に1/2を控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p><u>◎中部会社</u></p> <p>中部国際空港は空港法においては、国が設置・管理すべきものと位置付けられているが、中部法により民間の中部会社が指定され、事業を実施しているものである。</p> <p>中部会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものであり、本租税特別措置は、税負担を低減することによって、より直接的に政策目的(関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る)の実現を支援するものであることから、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段を取ることが必要かつ適切である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p><u>◎新関空会社及び土地保有会社</u></p> <p>本措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、近畿圏における航空輸送需要の拡大が図られ、近畿圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p><u>◎中部会社</u></p> <p>本措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月 国交39

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 37) (法人住民税:義)(地方税 47)
		② 上記以外の税目 (事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 (対象地域) 沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税 ○投資税額控除(法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。</p> <p>(2) 地方税 ○法人住民税 ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p> <p>《要望の内容》 適用期限(平成31年3月31日)を2年間延長する</p> <p>《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第42条の9、第68条の13</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法施行令第 27 条の9、第 39 条の43</li> <li>・租税特別措置法施行規則第 20 条の4、第 22 条の 26</li> <li>・地方税第 23 条第1項第3号、第 292 条第1項第 3 号</li> </ul>
5	担当部局	観光庁観光地域振興部観光地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成 30 年 8 月</p> <p>分析対象期間:平成 24 年度～33 年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～32 年度)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下</p>

		<p>「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)</p>
--	--	---

		<p>における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・ 達成目標</p> <p>平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入域観光客数 1,200万人</li> <li>・ 観光収入 1.1兆円</li> <li>・ 観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日</li> <li>・ 観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円</li> </ul> <p>・ 測定指標</p> <p>平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度を活用した設備投資 9件</li> <li>・ 本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人</li> </ul> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>																																													
10 有効性等	① 適用数	<p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="609 685 1390 889"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> <th colspan="2">H28 年度</th> <th colspan="2">H29 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>※H29 年度(国税)については沖縄県調査。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由</p> <p>国税の活用実績がないのは、これらの法人が設立されたばかりで課税対象所得がなかったことが要因であり、今後収益が黒字になった時点で免除申請をすると見込んでいる。今般の入域観光客数の増加を受けて客室稼働率が高水準で推移している現状を踏まえれば、今後は繰越税額控除 4 年間での国税の投資税額控除の活用が見込まれる。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年 10 月に実施した企業調査では、観光地形成促進地域制度の利用意向について「ぜひ利用したい」と「どちらかと言えば利用したい」との回答が 44.5%あった一方、同制度の利用意向について「どちらとも言えない」が 44.4%となっており、制度内容の理解不足が税制の利用意向に影響していると考えられる。このため、今後は更に周知活動に注力するとともに、開業直後のフォローアップを強化し、活用促進を図っていく。</p> <p>2. 適用数の将来予測</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="595 1783 1342 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光施設については、沖縄県アンケート等から年 2 件適用があるものとして試算</p>	項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218	法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286		H30	H31	H32	H33	観光施設	2	2	2	2
項目	H26 年度			H27 年度		H28 年度		H29 年度																																							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																							
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218																																							
法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286																																							
	H30	H31	H32	H33																																											
観光施設	2	2	2	2																																											

	② 適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。 ※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み          今後は、平年度 31,368 千円の適用を見込む。          &lt;適用見込みの算出方法&gt;          平成 27 年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1 件当たりの取得価額を 196,048 千円、適用額を 15,684 千円と仮定。          ◆平成 27 年度固定資産税免除実績に基づく取得価格の平均値 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>展示施設</th> <th>温泉保養施設</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価格</td> <td>146,786</td> <td>245,310</td> <td>196,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：沖縄県調査による。</p>		H26	H27	H28	H29	投資税額控除	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286	施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均	取得価格	146,786	245,310	196,048
	H26	H27	H28	H29																					
投資税額控除	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					
施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均																						
取得価格	146,786	245,310	196,048																						
	③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。 ※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み          平年度法人税 31,368 千円、法人住民税 4,046 千円の適用を見込む。          (適用見込額根拠については別紙参照)          ※法人住民税については、法人税額に税率(12.9%)をかけたもの。</p>		H26	H27	H28	H29	法人税	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286								
	H26	H27	H28	H29																					
法人税	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

沖縄県の入域観光客数については平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、世界有数のリゾート地であるハワイの入域観光客数を超える水準まで増加しており（2017 年実績で、ハワイ 938 万人に対し沖縄県 939 万人）、それに伴い観光収入も増加しているところ（平成 28 年度実績 6602 億 9400 万円、対前年比+9.6%増）。

一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数については、平成 28 年実績でハワイが 8.9 日と 1 週間を超えるのに対し、沖縄は 3.7 日にとどまっており、観光客 1 人当たりの消費額もハワイが約 18 万 5 千円に対し、沖縄は 7 万 千円であり、滞在日数の長期化及び 1 人当たり消費額の増加が課題である。

このため、那覇空港第二滑走路やクルーズ船バース等のインフラ整備による受入機能増強と並行して、引き続き本制度の活用により民間投資による新たな観光関連施設の創出等を促し、魅力ある観光リゾート地としての国際競争力を一層高め、観光収入の増加による自立型経済の構築につなげていきたい。

（※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。）

2. 所期の目標の実現状況

平成33年度までに

- ・本制度を活用した設備投資 26 件
- ・本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 393 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度を活用した設備投資	0 件	1 件
上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0 人	一人

※平成 29 年度の件数については、沖縄県調査（平成 30 年 6 月実施）。

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込に宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除いた件数としている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入域観光客数	794 万人	877 万人	958 万人
観光収入	6,022 億円	6,603 億円	6,979 億円
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89 日	3.78 日	3.68 日
観光客一人当たりの県内消費額	75,881 円	75,297 円	72,853 円

※出展：沖縄県観光要覧、観光統計実態調査  
 なお、測定指標の状況は先述のとおり。

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄県の入域観光客数は平成 29 年度に約 958 万人（国内観光客 688 万 7 千人、国外観光客 269 万 2 千人。前年度比+9.2%）と堅調に増加しており、平成 29 年実績（暦年）では初めてハワイの入域観光客数を超えるまでになった。

政府においても、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。

しかしながら、本制度が延長できない場合、民間投資を呼び込む誘因が減少し、入域観光客数の増加傾向に対して集客施設等の受入体制整備が遅れている現状が改善されず、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。

今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。

【参考】

- ・ 沖縄旅行の満足度（全体） 53.7% (H24) → 61.6% (H28)
- ・ 沖縄旅行の満足度（施設） 45.1% (H24) → 45.4% (H28)

沖縄旅行の満足度については向上しつつあるものの、全体の満足度に対して施設の満足度の伸びが低い。冬期や雨天時などの満足度向上が課題である。

⑤ 税込減を是認する理由等

国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。

			<p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、魅力ある宿泊施設、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、目標としている平成 33 年度には約7億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例を活用した施設への来場者数 70,000 人</li> <li>・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,330 円)</li> </ul> <p>→県外客消費額の押し上げ効果 753,817 千円 (平年度 17,140 人増加)</p> <p>※県外客消費単価は「平成 28 年度観光統計実態調査」より</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自ラリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところ。また、投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで役割分担を図った。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月(H28 内閣 06)